

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第十一号

昭和四十九年二月二十六日(火曜日)委員長の指名で、次の通り小委員及び小委員長を選任した。

税制及び税の執行に関する小委員

栗原 祐幸君 小宮山重四郎君
三枝 三郎君 野田 毅君
坊 秀男君 松本 十郎君
村岡 兼造君 山下 元利君
佐藤 観樹君 武藤 山治君
村山 喜一君 増本 一彦君
田中 昭二君 竹本 孫一君

金融及び証券に関する小委員

伊藤宗一郎君 宇野 宗佑君
金子 一平君 萩原 幸雄君
村岡 兼造君 村山 達雄君
毛利 松平君 森 美秀君
広瀬 秀吉君 山田 耻目君
山中 吾郎君 荒木 宏君
田中 昭二君 竹本 孫一君

金融及び証券に関する小委員長

大西 正男君 奥田 敬和君
鴨田 宗一君 小泉純一郎君
小宮山重四郎君 塩谷 一夫君
浜田 幸一君 山本 幸雄君
高沢 寅男君 塚田 庄平君
松浦 利尚君 小林 政子君
正木 良明君 内海 清君
財政制度に関する小委員長 浜田 幸一君

昭和四十九年二月二十六日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

第一類第五号 大蔵委員会議録第十一号 昭和四十九年二月二十六日

理事 浜田 幸一君 理事 松本 十郎君
理事 村山 達雄君 理事 森 美秀君
理事 山本 幸雄君 理事 阿部 助哉君
理事 増本 一彦君 理事 伊藤宗一郎君

伊藤宗一郎君 宇野 宗佑君
奥田 敬和君 金子 一平君
鴨田 宗一君 栗原 祐幸君
小泉純一郎君 小宮山重四郎君
三枝 三郎君 塩谷 一夫君
野田 毅君 葉梨 信行君
萩原 幸雄君 坊 秀男君
村岡 兼造君 毛利 松平君
山下 元利君 佐藤 観樹君
高沢 寅男君 塚田 庄平君
広瀬 秀吉君 村山 達雄君
山中 吾郎君 荒木 宏君
小林 政子君 田中 昭二君
内海 清君 竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君
大蔵省関税局長 大蔵 公雄君
農林省農林経済 山田 嘉治君
局国際部長 永井 和夫君
農林省食品流通 永井 和夫君
局砂糖課課長 真野 温君
通商産業省貿易 田口健次郎君
局輸入課課長 田口健次郎君
通商産業省生活 田口健次郎君
産業局繊維製品 田口健次郎君
課長 田口健次郎君
大蔵委員会調査 末松 経正君
室長 末松 経正君

委員外の出席者

委員の異動
二月二十三日
辞任 補欠選任

辻原 弘市君 松浦 利尚君
同日 同月二十五日 補欠選任

松浦 利尚君 安宅 常彦君
同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

る法律案を議題といたします。
本案につきましては、すでに提案理由の説明を
聴取いたしました。

これより質疑に入ります。
質疑の通告がありますので、順次これを許しま
す。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私、国政としての関税政策を
全般的に眺めてみたのは初めてであります。海外
旅行の行き帰りに、通関手続に個人的な関心を
持ったことはあるのですが、関税制度全体につい
て、公的な立場において触れたのは初めてです。
本法案についていろいろと検討して、国政の立
場で調べてみたというのが事実なんです。

が、そうして関税制度を全般的に一つをつけた私
の感想は、思ったより日本の経済構造と非常に深
い関係がある。したがって、日本の貿易構造
と関税との関係については慎重に対処すべきであ
るというのが、実は私の結論なんです。そういう
ことの感想を持ちながらお聞きしたいと思いま
す。

いま国会では、物価問題を中心として激しい
審議が行なわれておりますが、関税に関しては、
長期的な展望に立つて、静かな審議がやはり一面
国会の中で働いていかなければならない、そうい
う感想も持ちながらお聞きしたいと思いま
す。

そこで、この法案の提案要旨をいたしておる
のでありますが、そこには「最近における内外の
経済情勢の変化に対応し、国民生活の安定、関税
負担の適正化等に資するため」という三つの柱が
羅列をされておりますが、やはりこの「内外の経
済情勢の変化」というのが関税政策を考へるとき
に一番大事な柱で、国民生活の安定という立場で
現実の物価問題に対処するのには、あまり関税政
策は深入りしないほうがいいのではないか。また
「関税負担の適正化等」は、これは税制の通則な
ので、書いても書かなくても当然のことですから、

○安倍委員長 これより会議を開きます。
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正す

内外の経済情勢の変化に際してこの関税政策を長期的展望に立つて考えるということが、非常に重要であると思ふのです。

そこで、内外の経済情勢の変化については、この関税法の改正についてどういふ変化を皆さんで見きわめて提案をされておるか、お聞きしておきたいと思ふ。

○大蔵政府委員 ただいま御指摘のとおり、関税というものの持ちますところの性格というのは、今日までいろいろな変遷はございましたけれども、国内産業の保護という観点、こういう観点で各列国とも非常に大きな意味を占めていたわけでございます。

ところが、最近の南北問題あるいは先進国間同士におきましてもだんだん貿易の自由化あるいは世界的な交流というものが盛んになるにつれて、関税を一般的に引き下げてお互いの貿易をより広く伸展させよう、そういう観点から、御承知のようなケネディラウンド、さらにはそれに引き続いて新しい国際ラウンドというふうなもの、ガットの場におきまして、昨年九月、各国の大蔵大臣が東京に集まってまいりました大臣會議を開きまして、新国際ラウンドをやるのではないかと、こういうふうな世界的な情勢になったわけでございます。

ところが、昨年の九月以降におきまして、世界的にも石油問題を中心といたしまして、非常に大きな変動が参ったわけでございます。最近の国際情勢の見通しに關しましては、いろいろとこれが一体どういふふうな進展を遂げるかということとは、非常に見通しがむずかしい状況でございます。

一方、国内におきまして、いわゆる物価問題というものを中心といたしまして、関税を引き下げて外国からできるだけ安いものを入れて、物価の観点からもそれに對して役立てよう、こういうふうな考え方もございまして、今回、私も「内外の経済情勢の変化に對応し」と考えましたのは、新国際ラウンドが今年度から始まりますにつきましては、今年度は関税に關しましてはそう大

幅な手直しをするべき年ではない、ただし、国内の物価問題と關連をいたしまして、国民生活に深い關連のあるもの、こういうもので関税を引き下げれば、それが民生の安定に資する一助になるであらう、こういうふうな考えられます。く限られた品目に關する関税の引き下げについて今年度は国会の御審議をお願いする、基本的にはこういう立場で、今回、法案の審議をお願いいたしておるわけでございます。

○山中(吾)委員 私は、日本経済のあり方と貿易構造というものが非常に深い關係があるので、したがって、この関税の操作というものがそこにかかわりが出るのだと思ふのです。基本的に資源が乏しく、市場は全部海外に依存をしておる。したがって、貿易振興の日本の経済は成り立たないわけです。輸出、輸入というものを媒体として日本の経済の発展がある、そこに貿易立国とかいろいろなことばを使うわけですが、そういうことで、目先の国民生活の安定ということで関税が上がり下がりするのは、やがて全体として日本の貿易構造にひずみを生むので、あとで取り返しのつかないものがたくさん出てくるのではないかと、現にそういうことがあるのではないかと、現に聞きたいと思ふ。

そういうことで、日本の現在の貿易構造は、日本の経済のあり方からいって決して理想的なものではない、ひずみがある。これをどこへ持っていくか、あるべき日本の経済、貿易構造をどこに持つていくかというのを関税担当者が原案を作成するときにしっかりと持っておつて、そして現実の内外の経済情勢の変化に對処するといふのでなければ、非常に危険ではないかと思ふのです。

そこで、質問の形をそれならば少し変えて、日本のあるべき貿易構造はどうなのか、どういふように考えられて提案されたのか、そういう質問のしかたで聞いてみたいと思ふのです。

○大蔵政府委員 御指摘のように、昨今の石油問題以来、新しい石油の価格というものを中心といたしました新しい価格体系というものができ上が

らなくてはならないという現状であらうかと思ひます。

したがいまして、こういう新しい価格体系ができて上がるまでは、しかも、現在、御承知のように、まあ通貨はフロートをしていられるわけでございます。通貨がフロートをしておりますというところは、かりに円の切り上げなりあるいは切り下げなりがございましてならば、これは経済的には関税の切り下げあるいは関税の切り上げ、これと同じような経済効果をもつものでございまして、と申しますのは、要するに、國際競争力の観点から申しますと、関税を引き下げることと円を切り上げることとは同じ効果を持つわけでございます。こういったような観点から、私も、通貨のフロートのもとにおきまして、また新しい石油を中心とした新しい価格体系がはつきりいたしません段階におきましては、御指摘のように、確かに将来の日本の経済構造にとりまして非常に大きな影響を持つておりますところの関税体系というものに關しまして、基本的にこれに手をつけるということはお断りしたいと思ふので、かように考えておるわけでございます。

ただし、御承知のように、関税がかけられております品目の中には、非常に多数の品目があるわけでございます。この中で日本の国内経済にとりましてさほど影響がない、国内産業にとりましてさほど影響がなく、しかもこれを引き下げれば外国から安い品物が入ってくるという、国民生活に關連をいたさきわめて限られた品目に關しまして、今回の御審議をお願いしているわけでございます。

○山中(吾)委員 二時間ぐらいと思つたら一時間という話ですから、こういう論議をしておりますが、いまの局長の答弁は、私の質問に對する答弁とは違ふのです。

日本の貿易構造というものがどうあるべきかというところ、それが関税のあり方に非常に大きい影響があるので、長期的展望に立つて日本の國際的

経済地位というものを考えて、現在の貿易構造でいいのか、やはりここへ持つていかなければならぬかというところを見きわめて、この関税法を審議したいので、聞いています。どういふ貿易構造が日本の國際的地位、固有の國際的地位で、資源は乏しい、市場も海外に行かなければならぬ、そして現在世界も二つに分かれ、最近多極化してきたが、こういう中で日本の貿易構造をどう持つていくか、そういう原点のもとに個々の関税政策をどう動かしてどうするかというところが出てくるので、それを聞いたんですが、局長の話は各論的な話、もっと總論を私は聞いています。次官にお聞きしたいと思ひます。

○中川政府委員 御承知のように、日本は資源のない国でございます。大部分は外国から依存し、これに加工を加えて海外に輸出をして経済を保っている国、總体的にはそういうふうに見て差しつかえないと思ひます。

ところが、最近、資源問題が行き詰まってきたということから、できるだけ資源を国内でまかなうような方向に持つていかなければならぬ、一方では、根本的な問題として、経済の規模拡大も資源問題から限度があるという二つの面があると思ひます。すなわち、順序は逆になりましたが、第一番目には、高度経済成長を抑えていかなければならぬということ、これは資源問題からですが、第二番目には、国内の資源を活用する、こういうことがこれからの長期的に必要な根本的な問題だと存じます。

そういう中で、資源を外国から依存しておる現在、あるいは将来は何か緩和をしなければいかぬ現段階における関税が、その中にあるべきかというところでございます。

関税は、御承知のように、一つには、外国から入ってくるものを規制して国内産業を育成する、あるいは国内の資源を活用するといふ面があり、一方ではまた、そのことによつて一般大衆、利用者側には迷惑をかける、すなわち国内資源は高い場合が多いわけですから、そういう二律背反

する二つの面を持つておると思います。

そこで、関税については慎重な扱いをしていかないと、一方では、関税が高いと国民生活にマイナスになり、一方では、資源の活用という面でマイナスになるという相反したものがありますので、そう軽々にこの関税の問題は動かさないのではありませんけれども、現段階としては、物価問題、特に石油に端を発していろいろな問題がありますから、そういう面での若干の手直しは必要だというふうに見て、今回の改正をお願いしたわけですが、まあお答えになっておりますかどうか……。

これからの貿易構造とはいかにあるべきかという点については、いま言ったような、長期的には国内資源を活用する、そしてなるべく輸入依存度を下げていくという方向に持っていくべきではないかというふうに思います。

○山中(吾)委員 私が期待している答弁とはやはり少しずれておつて、だから、私は、これは問答はやめます。また別な機会に自由に論議していきたいと思いますが、外国に資源を求める日本の基本的な条件から、また、貿易以外に立国の道はないのですから、したがって、現在は、世界が二つに分かれている関係から貿易で、終戦後アメリカだけの片貿易が、国際経済情勢の多極化に従つて、ソ連、中国の共産圏との貿易もだんだんと伸長して、ある程度のひずみは是正されてきておるが、やはり日本が生きていくためには、中国、ソ連その他の共産圏とも、経済的には貿易をもっと進めなければ成り立っていかない。そういう意味の貿易構造の改定がやはり長期的展望に立つて行なわれなきやならぬという立場から、関税操作が出ておるのかどうかということを一聞きしたかったのです。

それから、戦前のように、軽工業製品中心の貿易構造から、機械、金属その他の重工業製品型の貿易構造に移つてきておることも望ましいが、さらに、それをどういう方向へ持っていくか。国内の低賃金労働を利用したいまのような商売めのない輸出政策によつて国内に矛盾を来さない用意

をしなから、貿易構造をどうするか、そういうものを根本的に検討しておかないと、そのつどど

の利害、打算、あるいは企業からの圧迫その他の中で、收拾のつかない関税政策が出るではないか。そういうことを見きわめて論議をしたいと実は考へてお聞きしたわけで、御答弁が少し私の期待とはずれておるわけなんです。これはしかし後日に残します。ぜひそういう長期の展望に立つた観点をお互いに見きわめながら法案の審議をしたい。先ほど言ったように、現在の国民生活の不安を解決するための緊急課題として、激しい物価問題の審議も必要ですが、やはり静かな長期的な立場に立つた審議も、同じ国会の中の機能に残さないとけないと思うので、申し上げておいたのであります。これは保留しておきます。

そこで、この関税全体の中で、私は今度質問するためにこの法案を一覧したのですが、そのとき私が一番印象に残つておることは、大体、各種の食糧が全部無税になっている。いわゆる農作物の自由化ということが、現在の関税政策の一覧表の中に最も顕著に出ておると印象づけられた。

それで、農作物の自由化が、これは成功したのか。私は、失敗をした一つの政策ではないかと思う。日本の貿易構造の一つの要素として、高度の加工産業製品の自由化は、やはり日本の経済的な条件からいって、いわゆる開放経済体制の立場に立つて、できるだけ関税を少なくして国際的な経済機構をつくるべきではあるが、農作物の自由化だけは、先にやるべきでなくて、あとにすべきではないか。それをわが貿易政策は先にしておる。そこに関税政策が非常に協力してきておるといふことは、私は誤つていたのではないかということ

を痛感しておるのであります。そこで、農林省が来られておるようですが、農林省は、いわゆる国際分業論によつて、安い農作物を入れ、利潤の多い工業製品は輸出して、経済成長をはかればよいという単純な政府の政策のもとに、農作物の自由化をはかつてきたのであるが、最近では、世界の食糧危機その他の経験から、食糧

の自給体制をある程度回復すべきであるという方針に転換をしたと聞いております。

そういう立場に立つて、農作物の自由化、農作物のいわゆる無税政策、これについては、農林省の立場において、これでいいのか、やはりいままでの行き方は間違ひであった、あるいは修正すべきであるとお考えになっておるか、お聞きしたいと思つたのです。

○山田説明員 農産物につきまして、関税の問題あるいは自由化政策等について、従来、私どもとして間違ひしてはいたのではないかと御質問でございまして、国の経済全体といたしまして、貿易の自由化によりまして貿易の拡大をしてまいるといふことが、日本経済全体の発展に資するといふ観点に立ちまして、自由化は推進されてきておりました。自由化は推進されてきておりまして、農林省といへども政府の一部門でございまして、その政策に協力してまいつたのでございすけれども、農産物につきましては、工業製品等と違ひまして、申すまでもございせんけれども、その生産が自然条件により左右されておるといふことがございす。それから、何と申しましたも、国民の生命を預かる食糧でございすので、他の工業製品と同じように、単なるコストと申しますか、比較生産性によつて一律に自由化をすることがよろしいということ

で、自由化をしてまいつたものではございせん。ただ、先ほどお話もございまして、日本に、日本の国土は非常に狭隘でございまして、限られた耕地の中で、すべての農産物の自給自足ををはかるといふことはもちろん困難でございすので、従来、自由化の推進にあたりまして、農産物の長期的な見通しに立ちまして、国内生産でまかなうべきものと、これはある程度輸入に依存せざるを得ないといふものをよく見分けて、その上で、国内農業生産に悪影響を与えないように配慮をしながら、関税対策等所要の措置も講じながら、自由化を進めてまいりました。

決して農産物が先頭に立つて自由化をやつたといふことはございせん。御承知のように、農

林水産物につきましては、まだ二十三の残存輸入制限というところで自由化をいたしてないものもございす。最近の、先ほど先生御指摘がござい

ましたように、世界の食糧事情の変化等にかんがみまして、これはやはりハードコアと申しますか、大事なものはできるだけ国内で生産を確保してまいることが大事であるという観点に立つて、政策を進めている次第でございす。

○山中(吾)委員 大豆が国内産が四割、小麦もほとんど同じようなものである。昨年アメリカが大豆の輸出を制限をしたときに、非常にあわてふためいた。ソ連のほうには、自国の食糧不足を補うために、アメリカから二千万トンも大豆を輸入した。そういう国際社会の中において、食糧自給という体制は、少なくとも私は七、八〇％は確保しておかなければいけません。そういうことからいって、食糧を確保する責任のある農林省が、農業の自由化を最後まで残しておくとおっしゃる意図が、非常に少ないような感じがいまの答弁ではする。これはきつといつかは日本の国民生活の立場からいって、大きな後悔をするときがくるのではないか。そういうことから、最近、ある程度の自給率の向上についての政策転換を発表したはずですが、局長の答弁はどうもその辺があやふやである。

通産省のほうにお聞きしますが、国際情勢の貿易の自由化の圧力のもとに、工業製品の自由化は財界その他の圧力のためにむしろあと回しにして、一番抵抗の弱い農業製品の自由化を先にやつたのではないかと疑いを私は持つてゐる。この点、通産省の自由化政策について、農作物の自由化についての政策について、通産省からも御意見をまず聞いておきたい。

○真野説明員 ただいまの貿易の自由化についての通産省の考え方についての御質問でございす。が、先ほど農産物につきましては農林省からいろいろお答えがございまして、私どもの所管しております産業はやはり工業関係で、相当幅の広い、たとえば中小企業問題であるとか、いろいろな問

題をかかえている分野がございます。ただ、先ほど農林省からお答えがございましたが、工業関係につきましては、確かに国際競争力とか自然条件の影響度が少ないというようなことから、できるだけ合理化をすれば国際競争力を持ち得るということで、自由化の点におきましては、農林水産部門よりも先に自由化ができる体制にある、それが現実の日本の姿であると思います。

自由化全般につきましては、先ほど先生の御意見の、いわゆる国内の供給なり生産、産業というものの対する配慮ということとは、従来から当然いたしておりましたが、同時に、私どもは、先ほど政務次官から御説明ございましたように、貿易に依存する国家として、国際貿易の中において相互に自由な資源の輸入なり輸出の確保ができるという全体のバランスなり配慮の中で自由化を進める必要がございますので、その辺を含めて全部、政府部内におきまして、いろいろ関係各省とも十分検討の上、従来、農産品につきましては、工業品につきましても、政府の一致した政策として自由化を進めてまいったわけでございます。

○山中(吾)委員 私は、関税政策というものは、一度関税を引き下げれば、また引き上げるといふことは、国際関係で相手のあることであり、なかなかむずかしいから、長期展望に立つて慎重にすべきであるということをごの機会にお互いに戒めておく必要があると思つて聞いておるのですが、私の意見を出してもあまり権威がないようだから、これは伊東光晴氏の「現代の資本主義」という著書の中の一節でありますけれども、二六七ページ、私はなるほどと一つの共鳴をしたので、これに基づいてもう一度お聞きしたい。

少し古いのですが、「グレープ・フルーツを自由化せよ。こうしたアメリカの要求に対して、日本は、温州みかんの実質上の自由化を求めた。一九六九年のことである。今まで自由化問題で受身以外のなものでもなかった農林省が試みた政策——正論であった。ただ不幸にしてそれは大きな声とならず、力とはならなかった。アメリカは、

グレープ・フルーツの自由化要求を一時のばし、これを主張した農林官僚の退陣を待って、温州みかんを自由化することなしに、グレープ・フルーツの自由化を求めようとしている模様である。」「こう書いてある。」「だが、もしも両国とも自由化しているならば、アメリカの消費者も、安い温州みかんを買うことができるようになり、日本人もグレープ・フルーツを手軽に味わえる。しかも日本の生産者は、グレープ・フルーツで失う市場を海外に求め得たはずである。しかしアメリカはこうした相互主義の自由化を実施しようとしなない。それには理由がある。日本がとってきた工業製品に對する各種保護措置である。アメリカが本当に求めてきたのは、日本の工業製品に對する保護措置の撤廃であつた。だが日本はこの点について、実にたくみに保護を加え、十分対抗力をそなえるようになるまで、実質上、自由化をのばすという政策をとってきた。その対価として選ばれたのが、農産物の自由化であつた。」

南どめのない工業中心の経済成長政策のために、工業製品の自由化をできるだけ巧妙な方法で保護をして、そのかわりに、一番抵抗力の弱い農作物の自由化においてつじつまを合わせたということが論議されておる。

その次に、「農林省を手玉に取った通産省」という見出しで、これはあなた方をけんかきす気はないのですが、「最近私は、ある気骨ある農林官僚の書いたものを読んだ。彼は、「真にアメリカの求めたものは工業製品の自由化であるのに対して、日本は農林物資の自由化で答えた」と書いてある。」「国内農業の保護をしていない先進国がどこにあるのか。」「なぜ我々が工業の犠牲にならなければならないのか。」「こういう立場を堂々と訴えておるといふ一節です。」

これは私は、従来の自民党政権の一つの失敗ではないかと実は考へておるのである。大体ヨーロッパ諸国を見ても、先進工業国においても、農作物の保護関税、保護政策をとっていないところはない。裸の国は日本だけではないのか、私はそ

う思うので、農作物の自由化というものを国民の食糧の自給という視点に置きかえて考えれば、非常に重要な問題ではないか。政策転換を関税政策の立場においても再検討すべきであると私は思う。ここに日本の主権の立場に立つて貿易構造を考へていく一つの課題があるのではないかと思うのであります。

この文章を読んで、農林省の局長、どう思ひますか。

○山田説明員 先ほど私、御答弁申し上げましたように、農産物の生産は自然条件に制約されるだけではないに、国民の生命に關係いたします食糧が主でございますので、身の安全という観点から申しましても、これはできる限り自給できるものは国内で自給していくという政策をとるべきだといふように考へております。

したがいまして、私、先ほど申し上げましたように、貿易の自由化は日本の経済の発展に全体として役に立つという認識は持っておりますが、そのために、農産物が工業製品の犠牲になつてほしいといふようなことは、私はもちろん毛頭考へておりませんし、それから、先生御存じだと思いますが、最近の食糧の世界的な需給状況にかんがみまして、政府といたしましても、本年度の予算から、大豆、麦、飼料作物等につきましては、これは私もとしましてはかなり画期的なものであると思ひますが、生産奨励金を予算に計上するといふようなことを考へておるわけでございまして、国内の自給度の維持向上ということにつきましまして、十分の意を用いておるつもりでございます。

○山中(吾)委員 大豆、小麦の自給率をどこまで持っていく政策を現在立てておりますか。

○山田説明員 農林省といたしましては、五十七年度を目標にいたしまして十カ年計画で自給率をこ

ういふふうには持っていきたいといふ一つの案を持っております。それによりますと、大豆は現在四〇程度でございますが、約一〇〇程度まで上げる、それから小麦につきましては現在五〇程度まで落ちておると思ひますが、これも若干引き上

げたい、八〇程度まで引き上げたいといふように考へております。

○山中(吾)委員 その目標は、私は食糧自給体制からいって非常に低いと思うのですが、いずれにしても、関税政策もそれに協力しないとなかなか解決がつかないのじやないか。現在のままであれば、国外からの食糧の輸入といふものの量は減らないのですから、国内の農業生産について価格の保障をしても、国内における一定した需要に見合う生産であつて初めて成り立つわけですから、国内生産の自給体制を確立するに比例をして、外来食糧の輸入を減らすということが裏になければならぬ。そこで、関税政策もこれに一致する必要があるのじやないか、こ

ういふふうには考へるのじやないか、食糧自給体制という長期的な一つの政策転換に際して、農作物の自由化、関税政策の再検討といふのはやはりまじめに考へる一つの課題である。これは一つの提案ですが、ひとつ次官の御意見を聞いておきたい。

○中川政府委員 御指摘のとおりでございます。これからどうしても日本の食糧は自給度の向上をはかるといふところから、関税については、税率に自由化して外国依存度を高めるといふ政策は誤りであろうと存じます。

私も、個人的ですが、選挙区が農業地帯でございまして、いま牛肉とか雑豆といったようなものに對する自由化の波も非常に強いのでありますけれども、非常な抵抗を示してこの自由化を阻止しておるわけでございまして、過去においても、御指摘もありました大豆等は、確かに自由化をして減った品目の一つだと思ひますが、これもわれわれとしては少し早かつたのではないかなという率直な気持ちがございます。

ただ、北海道で大豆が減つたのは、自由化のほかに、米が非常に伸びた。米については御承知のように価格政策が徹底してございますが、ほかのものに比べると比較にならない政策があるわけですね。毎年五〇から多いときは十数%、ことしなどは一六%も価格が上がるということになります

と、どうしても大豆をつくるよりはお米をつくつたほうがいいということで、北海道における米のシェアが非常に大きくなって大豆が圧迫をされたというところから、価格で刺激をしないと大豆が伸びない、米に食われてしまうというので、こと大豆については二千五百円の奨励金をつけたわけでございます。いまのところはつきりした数字は出ませんが、ことしの作付けは相当大豆が伸びるのではないかと見通しもあります。こういう緊急避難をしなければならぬということは自由化の影響でありますし、今後も農産物についての自由化は慎重にやっていくべきだと考えます。

ただ、御指摘のように、農産物の自由化が少し早過ぎたのではないかと御議論ですが、いま残っております三十一品目のうち実に二十三品目が農産物であって、工業関係では八つ残っておりますけれども、それも石炭とか牛革、馬革、ぞうり、はきものというようなものであって、まあ残っておりますのは電子計算機と集積回路、この二つでございます。財界の圧力に屈して他の工業製品が農産物を犠牲にしたと、こういうことはちよつと言ひ過ぎではないかという感じもいたします。しかし、農産物の自由化は慎重にやらなければならぬという先生の御指摘はそのとおりであって、今後とも慎重を期してまいるべきものと考えます。

○山中(吾)委員 言い過ぎに思わないのは、食糧全体の自給という立場から、十年ぐらいい前は全体の国内自給体制が大体八七％ぐらい、九〇％近くあったが、現在は全体の食糧の自給体制が六九％になっている。一億国民を養うというカローリからいったら四〇％だと学者が報告しておる。そういう農業の、産業という立場を越えて国民の食糧自給体制という観点から見ると、自給体制が非常に低くなっている。そのことは、その足らぬ分は外国の食糧で補つておるということですから、農作物の自由化という一つの政策がこういう影響を与えておると私は見るものだから、なすべかりしものを先にしたという立場で言っておる

ので、品目を何品目まだあるからという、各論的に言えば、そういう感想をお持ちかもしれない。しかし、政治家として考えるときに、この基本は、やはりどんなに開放経済体制をとっても、世界戦争はなくても、局部戦争はあちらこちらにひんぱんに起こるし、あるいはソ連、中国の関係なりがもう少し激化をすれば、アメリカ、ソ連、中国の関係の変化の中に、少なくとも日本列島の中における国民の食糧自給体制はもつと上げておかなければならぬという立場から言いますと、そういう感想を持つので申し上げておるのです。しかし、方向としては同じ感覚を持っておられるようですから、これから関税をいじくるときには、その観点を忘れぬように、ひとつお互いに着意をしたいと思います。

総論的に私の申し上げたいことはこういうことなので、さらに自由化問題というものをもちと深めて、われわれが日本の主権の立場において冷たい頭で見る必要がたかさんあると思うので論議したかったのでありますが、持ち時間一時間と言いますから、各論に入りたい。

そこで、具体的な問題で、二、三お聞きしたいことは、これは農林省の関税ですけれども、東北六県、ことに太平洋沿岸において、十数年来ずいぶん苦心をして養殖ワカメというものが最近非常に進んできた。生産も増強し、とる漁業から栽培する漁業にだんだんと発展をする、非常に大きい意味を持つておると思うのですが、ところが、韓国からワカメがどんどん入ってきておるために、若手、宮城、福島、あるいは九州もそうでしょう、お手あけの養殖漁家が非常に多いと聞いておる。どうも裏では、韓国に対してワカメ養殖の技術も提供して、そして向こうに奨励をして、つくったワカメについてはむしろ輸入を保証してやるというふうな、少し行き過ぎのせつかいまでして援助をして、そして現在せっかく努力をして基礎をついた国内の養殖ワカメ漁家を苦しめておるという非常に矛盾した結果を生んでおるように思うのでありますが、こういうものに対して関税政策

の立場で対処すべきものはないのか。これはあるいは担当者はいないかもしれない。農林関係の人から一言、これに対してどう対処するかお聞きしておきたい。

○山田説明員 関税その他で何か適当なこれに対する商売の措置はないだろうかという御質問と承りましたが、現在ワカメは、輸入は自由化されておりましたが、関税は一五％というように承知をしておりますが、いま先生御指摘のございました韓国に日本が技術の提供等をして現地で増産させ、それを価格の保障等をして引き取ってやっておる、援助の行き過ぎがあるのではないかとこの点につきまして、ちよつと私十分な情報を持っておりませんので、いますぐお答えできない次第でございますが、実態を至急調べさせていただきますと思います。

○山中(吾)委員 質問の内容について皆さんに言っていないから担当者もいないかもしれないが、調べて、どういう対策があるのか、これは緊急の問題でお聞きしておきたい。

それから、関税を引き下げた場合に、そのときにはいろいろの動機があるでしょう。国内産業の保護の場合、国民生活の安定の場合、いわゆる緊急暫定税率の引き下げというのはそういう目目の政策の操作でありますから、どういう効果が出ておるかということも、関税行政の中でやはり絶えず実施の効果を追跡調査する必要があるのではないかと。そういうものがなしと、将来に対する関税行政の客観的な根拠を持たないままに、そのときどきの思ひつきで上げたたり下げたりというのとはなると思うので、そういう追跡調査というものはしておるのか。しておれば、ひとつ一、二、実例を出して参考にお聞きしたいと思うのです。

○大蔵政府委員 確かに、先生御指摘のとおり、関税を引き下げれば輸入価格が下がって国内の物価が下がるとか、あるいは関税を引き下げることで輸入が増大をする、こういう効果があるわけでございますが、何ぶんにもその価格が下がるか上がるかという問題に関しては、必ずしも

も関税の引き下げによって一体その輸入がふえたのかどうかという判定をいたすわけにはまいらないうわけでございます。関税を引き下げることにによりまして、輸入は確かにふえることがございます。

これは国内の経済状況の影響もございまして、あるいは外国における輸出先の経済状況、あるいはいろいろな取引先の状況等もございまして、これが一体関税を引き下げた影響がどうかというところの判定は、現実問題としてはむずかしい問題でございます。

したがって、私ども関税をこれだけ引き下げれば、理論的に、いわゆる関税の弾性値と申しますか、関税引き下げによる輸入増加の弾性値と申しますか、理論的な計算はいたすことができるわけでございますけれども、それが現実にはどれだけ関税を引き下げたから輸入がこれだけふえたのだということを、後に至って実証することはむずかしいかと思ひます。

たとえば、理論的な計算値で申しますと、今年度いろいろものの関税の引き下げをお願いいたしておるわけでございますが、今年度に関しましては、私どもの試算によりますと、今回の関税引き下げによる輸入増は約五千万ドル程度というふうな試算をいたしておるわけでございます。そのうち食料品に關しまして約四千万ドル、機械類に關しまして一千三百万ドル、その他の製品に關しまして三千三百万ドルという弾性値を過去のデータに基づいて推計をいたしたわけでございまして、これは推計に終わるかと思ひます。

○山中(吾)委員 物価のほうはどうですか。○大蔵政府委員 物価に関しましてはやはり同様の問題がございまして、関税の引き下げに伴つて物価にどのくらい影響をするか、ほかの条件において全く同一であるならば、関税を引き下げればそれだけ物価が下がるはずでございますけれども、なかなかこれが、物価という問題は、むしろ関税以外の要素によりまして動く面が多いものでございまして、関税の引き下げが一体どの程度具体的に物価の引き下げに影響をしたかという試

算は、むずかしいわけでございます。

たとえば、今年度、LPGの開税に關しまして、一トン当たり八百八十円であつたものを五百五十円に引き下げることをお願いいたしておるわけでございますが、御承知のように、現在LPGの標準価格と申しますものが十キログラム千三百円でございまして、したがひまして、具体的に申し上げますと、千三百円の標準価格の中に開税の引き下げ分の効果は八百八十円が五百五十円になりますから、十キログラム当たりになりますと三円三十銭引き下がるはずだという計算は出てまいりますが、開税を引き下げたがゆゑに物価が一体どうなつたかというこの試算になりますと、これもやはり弾性値を使つて試算をいたさなくてはならないわけでございまして、今年度お願いをいたしておりますところの開税の引き下げは、私どもの試算によりますと、これによりまして約百億四開税収入として減収をする、こまかく申しますと九十七億四という試算が出ておりますけれども、何ぶんにも国民総生産百三十兆円の中の百億四というところでございまして、これが一体物価の引き下げに對してどの程度影響をするかと申しますと、これはなかなか数字としてあらわれるような数字にはなつてこない。マクロ的に申しますと、そういうことにならうかと思ひます。

ただ、開税と申しますのは、御承知のように、非常に個別商品に付屬をして個別性の強いものでございまして、それぞれの物価に關しましては、私ども、少なくともこれが引き下げる方向には動く、かように考へておるわけでございまして。

○山中(吾)委員 ばくがいまお聞きしたのは、開税を下げて物価には少しも影響ないのだというむしろその研究が必要じゃないか。いま物価問題で問題になつておる六大商社だけで、日本の輸入量の大体五割を引き受けておる。そして流通機構まで支配をして、消費者価格については引き上げ操作があつて、少しも開税引き下げの影響がないということが、いま盛んに論議になつてゐる。流通が価格を決定する、開税の引き下げというものが、追跡調査の結果、たいして影響ないとすれば、わざわざ「国民生活の安定」というふうな提案理由を書いて出すことは、これはまづらことばであつて、何の意味もないのだ。そうすれば、わざわざ国の財源を減らす必要はない。国際情勢のおつき合ひのことは別ですが、わざわざ引き下げて、そうして消費者に影響がない、そうして国の収入を少なくする、そういう積極的理由はないのだ、逆説的にものを言へば。

したがつて、内外の経済情勢の変化、日本の経済構造、貿易構造をどこへ持つていくかということが開税政策の一番重要なもので、何か時流に投じて、提案理由に、国民生活の安定、物価を押さえるためだというふうなことをいつて開税を下けても、国内の価格機構というものを改正しなければ少しも効果はない、そういうふうな感想をこの法案をすつと見て感じたので、追跡をして何は下がつたか。これだけしか下がらないのだから反対というのではない。なぜ下がらぬかということ、を、逆にもう少し調査をして見きわめたほうがいいのじゃないか。

○大蔵政府委員 御指摘のように、私ども開税を担当しております者といましては、私どもいろいろと苦勞をいたしまして開税をせつかく引き下げた。この開税を引き下げるといふことは、国民生活、いわゆる消費者物価にこれが直接反映をしてくれなければ、これはきわめて遺憾なことであらうかと思ひます。したがひまして、私ども開税を引き下げる場合には、必ずその所管省に對しまして、この引き下げの効果が直接消費者物価に反映するようにできるだけ努力をすること、を、常に機会あることに要請しておるわけでございまして。

確かに、その開税を引き下げましたものの中に、その後追跡調査をいたしまして、現実に価格が下がつてゐるものもあることはございまして。しかしながら、これは確かに、現在のところ、全体的な物価が上昇している段階におきまして、きわめて限られた品目でございまして、これは非常に例外

的なもので、これがたまたた開税の引き下げによつてこの物価が下がつたのかということの証明をいたすわけにはまいりません。おそらく実態問題といたしましては、あるいはほかの原因によつて引き下げられたという面もあるのかも知れませんが、また、開税を引き下げたにもかかわらず現実の物価は上がつてしまつたというものは、これは率直に申し上げまして、非常に数多くございまして。それらはやはり原因を調べますと、流通段階——私どもの調査では、とてもなぜ引き上げられたかということがかゝらないようなものの中にはあるわけでございまして、ただ、私ども考えますのに、こういう時代に、幾らかでもこの開税を国内産業に影響を及ぼさない限りにおきまして引き下げますれば、これが国内の同じものをつくつてゐる人たちに對して値段を合理化をしなくてはならないという影響も出てまゐるはずでございまして、そういうふうな意味におきまして、開税の引き下げが全く効果がなかつたというふうには考へておられないわけでございまして、要するに、やはりそれなりの引き下げの姿勢を示すということ、これはきわめて重要なことではないか、かように考へておるわけでございまして。

○山中(吾)委員 そういふふうな開税政策について偏見を持たないで、少し別な角度で検討すべきものがたくさんあるような感じがしてゐるので、問題提起のようになつて、質問しておるのです。が、そういうことを考へて——開税を決定するに對しては、相当長期的な立場で深い論議をしてきめておるようでありまして、これを見ると、開税率審議会と書いてありますね。開税そのものでなく率だけを審議する。実に各論的な、日本の貿易構造をどうするかというふうな識見など少しも要らない、そんなことはなくともいいのだという、大体、開税率審議会という名前からして、どんな機構で何をしてゐるんだかよくわからぬのだけれど、そういう開税率審議会じゃなくて、せめて率の字を取つて、もっと識見の高い審議会を置いて、こういうものを処理すべきじゃないかというふうに思ふのですが、大体どういふ構成になつてゐて、どんなことをやつてゐるのですか。

○大蔵政府委員 確かに名前は開税率審議会になつておりますけれども、開税率審議会に審議をさせていただきます事項は、単なる開税率だけではございまして、開税率法第二十二條にございまして、開税率に關する重要な事項を調査審議するため、大蔵省の附屬機關として、開税率審議会を置く。——ということになつております。

この委員の構成といたしましては、各界の代表の方々、労働界から消費者の代表の方にもなつていただきますし、また新聞界あるいは産業界の方々にもそれぞれ委員になつていただいております。

この開税率審議会は、現在各種の政府關係の審議会がございまして、一番数多く、まじめに御審議を現在していただいている審議会の一つであらうかと私は考へておりました。今年度、昭和四十八年度におきまして、各調査部会あるいはいろいろな部会を通して、合計をいたしまして十七回の年度間に開いておりまして、それぞれ忙しい委員の先生方も非常に熱心に御討議をいたしておりまして、開税率をきめるときのみならず、年度間を通して月に一回ないし二回お集まりをいただきまして、議論をしていただいているものでございまして、これは現実問題としては、単なる床の間の置き物的な審議会に終つてゐるという実態ではございせん。

○山中(吾)委員 私も実態がわからないので、一応感性的な質問をしたのですが、実は私もあの改正案を見たが、何は見て中身がわからぬ。専門家でない者が幾ら見てもこの中身が妥当かどうかのことはわからないから、またわからうとは実はしてゐないのですが、ただ一般的に見ると、暫定税率ですね、暫定税率というものは毎年延長して、暫定税率が十年もずっと続いているのがある。基本税率は空洞化されている。空洞化されて、暫定税率が実際の基本税率の位置についているような

が、追跡調査の結果、たいして影響ないとすれば、わざわざ「国民生活の安定」というふうな提案理由を書いて出すことは、これはまづらことばであつて、何の意味もないのだ。そうすれば、わざわざ国の財源を減らす必要はない。国際情勢のおつき合ひのことは別ですが、わざわざ引き下げて、そうして消費者に影響がない、そうして国の収入を少なくする、そういう積極的理由はないのだ、逆説的にものを言へば。

したがつて、内外の経済情勢の変化、日本の経済構造、貿易構造をどこへ持つていくかということが開税政策の一番重要なもので、何か時流に投じて、提案理由に、国民生活の安定、物価を押さえるためだというふうなことをいつて開税を下けても、国内の価格機構というものを改正しなければ少しも効果はない、そういうふうな感想をこの法案をすつと見て感じたので、追跡をして何は下がつたか。これだけしか下がらないのだから反対というのではない。なぜ下がらぬかということ、を、逆にもう少し調査をして見きわめたほうがいいのじゃないか。

○大蔵政府委員 御指摘のように、私ども開税を担当しております者といましては、私どもいろいろと苦勞をいたしまして開税をせつかく引き下げた。この開税を引き下げるといふことは、国民生活、いわゆる消費者物価にこれが直接反映をしてくれなければ、これはきわめて遺憾なことであらうかと思ひます。したがひまして、私ども開税を引き下げる場合には、必ずその所管省に對しまして、この引き下げの効果が直接消費者物価に反映するようにできるだけ努力をすること、を、常に機会あることに要請しておるわけでございまして。

確かに、その開税を引き下げましたものの中に、その後追跡調査をいたしまして、現実に価格が下がつてゐるものもあることはございまして。しかしながら、これは確かに、現在のところ、全体的な物価が上昇している段階におきまして、きわめて限られた品目でございまして、これは非常に例外

的なもので、これがたまたた開税の引き下げによつてこの物価が下がつたのかということの証明をいたすわけにはまいりません。おそらく実態問題といたしましては、あるいはほかの原因によつて引き下げられたという面もあるのかも知れませんが、また、開税を引き下げたにもかかわらず現実の物価は上がつてしまつたというものは、これは率直に申し上げまして、非常に数多くございまして。それらはやはり原因を調べますと、流通段階——私どもの調査では、とてもなぜ引き上げられたかということがかゝらないようなものの中にはあるわけでございまして、ただ、私ども考えますのに、こういう時代に、幾らかでもこの開税を国内産業に影響を及ぼさない限りにおきまして引き下げますれば、これが国内の同じものをつくつてゐる人たちに對して値段を合理化をしなくてはならないという影響も出てまゐるはずでございまして、そういうふうな意味におきまして、開税の引き下げが全く効果がなかつたというふうには考へておられないわけでございまして、要するに、やはりそれなりの引き下げの姿勢を示すということ、これはきわめて重要なことではないか、かように考へておるわけでございまして。

○山中(吾)委員 そういふふうな開税政策について偏見を持たないで、少し別な角度で検討すべきものがたくさんあるような感じがしてゐるので、問題提起のようになつて、質問しておるのです。が、そういうことを考へて——開税を決定するに對しては、相当長期的な立場で深い論議をしてきめておるようでありまして、これを見ると、開税率審議会と書いてありますね。開税そのものでなく率だけを審議する。実に各論的な、日本の貿易構造をどうするかというふうな識見など少しも要らない、そんなことはなくともいいのだという、大体、開税率審議会という名前からして、どんな機構で何をしてゐるんだかよくわからぬのだけれど、そういう開税率審議会じゃなくて、せめて率の字を取つて、もっと識見の高い審議会を置いて、こういうものを処理すべきじゃないかというふうに思ふのですが、大体どういふ構成になつてゐて、どんなことをやつてゐるのですか。

○大蔵政府委員 確かに名前は開税率審議会になつておりますけれども、開税率審議会に審議をさせていただきます事項は、単なる開税率だけではございまして、開税率法第二十二條にございまして、開税率に關する重要な事項を調査審議するため、大蔵省の附屬機關として、開税率審議会を置く。——ということになつております。

この委員の構成といたしましては、各界の代表の方々、労働界から消費者の代表の方にもなつていただきますし、また新聞界あるいは産業界の方々にもそれぞれ委員になつていただいております。

この開税率審議会は、現在各種の政府關係の審議会がございまして、一番数多く、まじめに御審議を現在していただいている審議会の一つであらうかと私は考へておりました。今年度、昭和四十八年度におきまして、各調査部会あるいはいろいろな部会を通して、合計をいたしまして十七回の年度間に開いておりまして、それぞれ忙しい委員の先生方も非常に熱心に御討議をいたしておりまして、開税率をきめるときのみならず、年度間を通して月に一回ないし二回お集まりをいただきまして、議論をしていただいているものでございまして、これは現実問題としては、単なる床の間の置き物的な審議会に終つてゐるという実態ではございせん。

○山中(吾)委員 私も実態がわからないので、一応感性的な質問をしたのですが、実は私もあの改正案を見たが、何は見て中身がわからぬ。専門家でない者が幾ら見てもこの中身が妥当かどうかのことはわからないから、またわからうとは実はしてゐないのですが、ただ一般的に見ると、暫定税率ですね、暫定税率というものは毎年延長して、暫定税率が十年もずっと続いているのがある。基本税率は空洞化されている。空洞化されて、暫定税率が実際の基本税率の位置についているような

が、追跡調査の結果、たいして影響ないとすれば、わざわざ「国民生活の安定」というふうな提案理由を書いて出すことは、これはまづらことばであつて、何の意味もないのだ。そうすれば、わざわざ国の財源を減らす必要はない。国際情勢のおつき合ひのことは別ですが、わざわざ引き下げて、そうして消費者に影響がない、そうして国の収入を少なくする、そういう積極的理由はないのだ、逆説的にものを言へば。

したがつて、内外の経済情勢の変化、日本の経済構造、貿易構造をどこへ持つていくかということが開税政策の一番重要なもので、何か時流に投じて、提案理由に、国民生活の安定、物価を押さえるためだというふうなことをいつて開税を下けても、国内の価格機構というものを改正しなければ少しも効果はない、そういうふうな感想をこの法案をすつと見て感じたので、追跡をして何は下がつたか。これだけしか下がらないのだから反対というのではない。なぜ下がらぬかということ、を、逆にもう少し調査をして見きわめたほうがいいのじゃないか。

○大蔵政府委員 御指摘のように、私ども開税を担当しております者といましては、私どもいろいろと苦勞をいたしまして開税をせつかく引き下げた。この開税を引き下げるといふことは、国民生活、いわゆる消費者物価にこれが直接反映をしてくれなければ、これはきわめて遺憾なことであらうかと思ひます。したがひまして、私ども開税を引き下げる場合には、必ずその所管省に對しまして、この引き下げの効果が直接消費者物価に反映するようにできるだけ努力をすること、を、常に機会あることに要請しておるわけでございまして。

確かに、その開税を引き下げましたものの中に、その後追跡調査をいたしまして、現実に価格が下がつてゐるものもあることはございまして。しかしながら、これは確かに、現在のところ、全体的な物価が上昇している段階におきまして、きわめて限られた品目でございまして、これは非常に例外

ものもある。これは全体の貿易の構造とか関税構造全体が変化しているのだから、そういうのを再検討するとうようなことも何か必要になっているのじやないかという感じを持ったので、そこで、審議会というものが関税率審議会と書いてあるから、どういことだろうと聞いてみた。まあいずれにしても、まじめにやっているとのお話であります。そのまじめの根拠は、もう少し長期的展望に立った基本問題が論じられておるかどうかを聞きたかったわけ。

これはまあそれでいいですが、最後に一つだけ密輸入についてお聞きしたい。

関税制度があるが、それを無視した密輸入についての状況、これはどうにもならないものなのか。ことに、麻薬の密輸入というものはとにかく絶えず新聞の種になり、国民の健康をそこねておるわけでありまして、この密輸入の大体のからくりというのですか、そういうものを説明してもらいたい。

○大蔵政府委員 確かに、密輸事犯につきましては、逐年これは増加の傾向にございます。昭和四十八年、すなわち昨年の一月から十一月までの間に、関税法違反として、密輸事犯として検挙いたしました件数は、七千七百八十一件で、ございます。そのうち密輸入の件数は六千三百八十五件でございまして、昨年に比べまして、若干ではございしますが逐年増加の傾向をたどっております。

特に、最近におきます悪質事犯、これは最近だけではございせんけれども、悪質事犯といいたしまして麻薬類について見ますと、ヘロインであるとかモルヒネ、こういったようなものの密輸入、これは昭和四十五年が非常に多くあったわけございまして、これを一つのピークといいたしまして、若干はそのヘロイン、モルヒネ系の密輸入は減少をいたしておりますけれども、反面、覚せい剤であるとか、LSDあるいは大麻とか、こういったようなものは増加をいたしておるわけでございます。

さらに、銃砲関係につきましては、これは例の

ハイジャック事件を契機といたしまして、外国におきます取り締まりも非常にきびしくなってきた。こういうような事態を反映をいたしまして、私どもが摘発をした実績は漸次減少をするような傾向にございまして、何ぶんにもその手段や方法がだんだん先方も知恵をつけてまいりまして、非常に巧妙化してきていて、その検挙が非常にむずかしくなってきたという実態は、これは否定できないかと思ひます。

と申しますのは、日本の空港におきまして一日に入ってくるのは、現在、羽田の空港の例で申しますと、約七千人からの人々が日本の中に入ってくるわけにございまして、これはあまり厳重に検査をいたしますと、やはり税関の通関が非常にうるさいと、一般の善良な方々からはかえって非常な非難を招く一つの道になる。一方、これをあまりゆるやかにいたしますと、密輸事犯等に對してこれを利する立場があるということで、そこらあたりのかね合いと申しますものが、一番むずかしい問題として私ども頭を悩ましていてございまして、やほりあの窓口に立ちますところの係官の長い間の経験によりまして、その場におきましてこれを検挙し得るような事例も相当数多くあると同時に、外国からの、要するに外国における公館その他からの情報によりまして、密輸事犯をつかまえるという事例もございするし、それから、非常に卑近な例でございすけれども、いわゆる女性が陰部に麻薬を隠して入ってくるというような事例を最近つかまえた例もあるわけにございまして、彼らのいわゆる持ち運びの方法というものは時々巧妙化しつつあるの、私どもといたしましては、これに對する策をいかにしたらいいかということに關しましては、日夜頭を痛めておるわけにございまして、できる限りこの取り締まりに万全を期したい、かようなつもりで各税関に對しましてその指導をいたしておるわけにございす。

○山中(吾)委員 密輸のことをお聞きしたのは、私、知らないものですから、お聞きしたわけですが、次官に、この国会の会期中に、農作物の自由化と関税率の關係、食糧自給体制と貿易構造の關係その他をひとつ御検討願つておいて、一定の機会にまた意見交換したいと思ひます。

これで終わります。

○安倍委員 塚田庄平君。

○塚田委員 先ほど正直だといひますか、とにかく関税の引き下げというのは、物価に影響する度合いというのは正確にはつかめないけれども、そなたいしたことはないの、まあそういうことばじやございせんが、そう重要な要素ではないというお話がありましたね。私も、率直に言つてそう思ふのです。

そこで、今度これだけ税金を下げる。関税負担率は大体三・九%の見込みという数字が出ています。三・九%といひますと、ケネディラウンドの始まった当初から比べますと、大体半減しているわけですね。ケネディラウンドの目標というのは、大体五・〇%くらい下げようじゃないかという話だったと思ふのですけれども、日本は忠実にこれを守つておるといひますか、その線であつたわけですね。

それで、先ほどのお話のとおり、東京ラウンドと申しますか、新しい次期の国際ラウンドが模索されておる。しかも、これは日本が提唱国といひますか、主要な役割りを演じておるわけですね。そういう国際的な関税政策の主役を演じようとしておる。そこで、関税率を上げた状態、少なくともケネディラウンドのねらつておる線からずいぶんはずれた水準を維持していたのでは、どうも主導権を持つてこれからの新しい国際ラウンドを指導していく、あるいは発言を大きくするといふことに、何だおまえのところやつていないじやないかといふことで、また非常に不都合な状態になつてくると思ふ。

その辺の国際的な威信といひますか、また約束したことに等しいの過剰な意識といひますか、これがまず働いて、国民生活関連物資法案とかなんとか言つていひますけれども、しかし、実際はこれは

あんまり効果がないけれども、とにかく関税の負担率だけは一定の水準に下げていこう、こういう気持ちで先に走つたのじやないか、こう私は思ふのですけれども、どうでしょう。

○大蔵政府委員 率直に申し上げまして、私どもそういう頭は全くないわけにございまして、御承知のように、関税率それ自体は、ケネディラウンド以降日本もいろいろと努力をしまし、またほかの国におきましても徐々に下がつてきておりまして、特に日本が高いといわれておりましたところの製品関税の平均関税率は、ケネディラウンドが始まります前には、ほかの国が大体製品関税に關しましては平均六%台でございしたのが、当時日本は一〇%以上の平均関税率であつたわけにございす。それが現在、昭和四十八年度の段階になりますと、日本も製品関税の平均関税率も六%台に下がつておりまして、ちやうど列国並みには製品関税率も下がつてきておるわけにございまして、関税そのものに關しましては、日本が現在関税率が高過ぎるという批判は、全く聞かないわけにございす。

したがひまして、私どもは、関税率それ自体に關しましては、むしろ国内産業に影響のない限りにおきまして、やはりできるだけこれを引き上げて、外国の品物をできるだけ安く入れるといふことは、国民生活にとつてプラスになるといふ判断が強く働いておるわけにございす。今度ことしから行なわれますところの新しい国際ラウンドは、関税率の問題ももちろん審議の対象になつておるわけにございす。むしろ関税以外のいわゆる貿易障壁となつておりますものとか、あるいはセーフガードの問題であるとか、熱帯産品の問題であるとか、あるいは後進国、要するに開発途上国の問題であるとか、むしろ関税率以外のいわゆる世界の貿易にそれぞれ関連をしております問題が全部取り上げられるといふことでございまして、ケネディラウンドのときには関税率が問題になりませんでしたけれども、今回の新しい国際ラウンドの場におきましては、関税率もその議題の一つではござい

ございますけれども、関税率以外の、世界の貿易を發展させるために現在問題になっている事柄を、國際的に話し合いをしようではないかという趣旨でございます。

○塚田委員 いま答弁をいただいたが、私は一つ例を出したいと思うのです。今度の関税率改正で灯油が下がっていますね。灯油というのは一体どのくらい輸入しているのですか。

○大蔵政府委員 四十五年十七万トン輸入して、四十六年、四十七年に輸入しておりますが、それ以降四十六年、四十七年におきましては、輸入をいたしていません。

○塚田委員 灯油というのは、局長、これは輸入しなかつたていいんです。原油から一定の割合、灯油の場合は、大体二二ないし二五%蒸留過程で出てくるのです。だから、ああいうつくられた灯油の値上りの騒ぎがあった、品不足だ、そういう最近最近余って輸出しなければならぬという声さへまたにあるでしょう。これは聞いていますね。灯油はあまり入ってこない。ほとんどゼロだ。四十六年、四十七年はゼロなんです。この関税を下げるというのは、まさに先ほど山中山さんの言った見せかけ減税だと言われてもしかたがないでしょう。LPGは入ってきていますけれどもね。どうですか。

○大蔵政府委員 確かに現実問題といたしまして、四十六年、四十七年に灯油が輸入をされた例はございませんが、四十五年、非常に寒い冬に、十七万七千トンの輸入実績があったわけでございます。これは確かに実態的には私も見せかけというふうなつもりは全くなかつたわけでございますが、例の石油の日本におきます消費地精製主義という点に關します考え方の一つは、これだけ石油の問題が問題になってまいりますと、必ずしも日本での消費地精製ということだけではなくて、今後石油の原産地で精製工場をつくって、それを日本に入れるということもやはり考えていかなければならないという事態が来ているわけ

でございます。そういうことも徐々に進展させるべきではないかということで、今年度灯油の関税を一部引き下げていただくことをお願いいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○塚田委員 局長、これは実はたいへん専門的な質問で私も調べただけで申しわけないのですが、三三三という番号は、これは五つ六つに分かれていて、今度の場合、ジェット燃料はこれで非常に得をするわけです。一般の家庭でなく灯油とか何かは余っておるわけですから、こういうことをやっても、何ら価値がないということを言いたいのです。

そこで、次官、いまの局長が産油地の精製主義という点について触れましたね。この傾向について一体どう考えるか。進んでいく傾向だ、これは確かにそうだと思うのです。日本としてはどうか、いろいろな要素があると思いますが、その点についての観点と、もう一つ、関税の面から言う、たとえばアジア、アラブから言わせると、日本の水きわで関税をかけるよりは、現地で関税をかける、どうせそれが上置きされていくんだから、現地関税主義ということが、いま資源ナショナリズムというか、その一環として行なわれておるのですけれども、そういう事態に、あまり必要でないものの関税を無税にしていけば、その精製品を輸入することに拍車をかけていくんじゃないか、私はこう思うのですが、次官どう思いますか。

○中川政府委員 石油の問題は國際的に非常にむずかしい問題で、情報が変わる可能性も十分あります。私も原案をつくりました当時には、非常な異常事態のもとで案をつくっておりました。ところが、最近に至っては、また石油が余っております。ただ価格が非常に高いというふうな問題が残っておりますけれども、量そのものでは当時考へたほどではなかつたのであります。また今後どう変わるかわかりませんが、減税措置を講じておいたほうが國民の要望にこたえるものではない

か。確かに、見せかけと言われますと見せかけですが、四十五年には実績もありましたし、あるいは産油地における精製という声もあり、現実問題については通産省の所掌でございますから、私も詳しくはわかりませんが、受けざらなければつくっておくことが必要だと考えて、提案をした次第であります。

○塚田委員 灯油にだけは早いね、受けざら。そういうことで、大蔵省も、灯油に対してはこう下げたのだ。まさに山中山さんの言う見せかけですよ。そういう姿勢になれば、ますます原産地における精製主義というのは、お日本も下げた、それじゃこつちから精製して輸出しよう、こういうことになりかねないし、特に石炭会計との関係からいえば、これは関税率審議会でも、よくそれを注意しながら審議しなさい、検討しなさいと言っておるのです。どうですか。あまりにもこれは唐突じゃないですか。見せかけじゃないですか。

○中川政府委員 減税の額もキロリットル当たり五百円こそ、五百四十円でございますから、外国における産油地の精製が促進されるほどの、支配するような引き下げではないのじゃないか。

しかし、あの当時、私も北海道ですが、塚田先生も北海道で、灯油不足だということで非常な不安な時代がありましたし、実は原油油についてすら下げたかどうかという意見もかなりあつたくらいでございます。ただ、原油油については、石炭対策上、どうしてもこれは踏み切れないというので、原油油だけはごんべんを願つて、製品である灯油とLPGについて三分の一程度の引き下げをはかつておいて、受けざらだけにつくっておこうという趣旨でやりましたので、決してこれを大上段に振りかざして、國民生活の安定というものが灯油にだけかかつたものではない。灯油についていばつてやつたつもりはありませんで、ひそかなる気持ちで引き下げをお願いいたしておるところでございます。

○塚田委員 これはもう時間もありませんから深く追及しません。実は灯油だけじゃないのです。たとえば、バルブあるいは脱脂綿、LPG。バルブ四%については無税、こういった措置も、どうも時の情勢に何とか政府としても態度をひとつ出して、どこから突かれてもという姿勢がありありと見えるような気がするのです。これはそれでいいと思います。

そこで、局長、新しい國際ラウンドを模索しながらいろいろ努力しておるわけですが、いま國際ラウンド加盟を見込まれる国はどのくらいか。その中で、特に發展途上国、開發途上国、アジアの国はどのくらい国が数えられるか、ひとつ教えていただきたい。

○大蔵政府委員 二月七日現在、ガットからの報告によりますと、現在のところ新國際ラウンドの参加国は總計八十六カ国となっております。このうちアジアからの参加国はいたしましては、バンラデシュ、ビルマ、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナムの諸国が交渉に参加してござりまして、換言すれば、中国を除きますほとんどのすべてのアジアの国が、この交渉に参加手続をとつたわけでございます。

御承知かと思ひますが、この東京宣言の中にもござりますように、これはガットに加盟をしてる国も、また加盟をしていない国も、ガットの事務局長に對しまして参加を通報いたしますれば、この新國際ラウンドに参加をできることになつておるわけでございます。

○塚田委員 この八十六カ国の中に、石油産油国は入っていますか。

○大蔵政府委員 私どもの手元にはござりますところの参加国、ガットからの通告の中には、イラン、イラク、ナイジェリアあるいは南米のベネズエラ等、そういった国々が現在参加を申し込んでおります。

○塚田委員 イラン、イラクが申し込んでおるといふことですが、大部分のそのほかの産油国といふのは、これにたのめを指示しておる。そこで、

なぜ一体これらの石油という大きな資源を持つておる国が、この新国際ラウンドにある疑念を持つておるか、これはどう思ひますか。

○大蔵政府委員 アラブ諸国は、今日までもカットのメンバーになつてゐる国はほとんどなかったわけでございます。それで、要するに、アラブ諸国の産業と申しますのは、石油という単一の産品がその持つ唯一の資源ということで、おそらく今日までは、世界との国際貿易と申しますか、そういう観点から申しますと、石油には関心があるけれども、ほかの産品と申しますか、貿易の自由化であるとか、そういったような問題に関しましては、あまり関心がなかったのではないかと私は推測いたす次第であります。

○塚田委員 そういふ観点もあるかもしれないけれども、やっぱりいままでの国際ラウンドというのは、発展途上国、未開発地域に対するあたたかい配慮が少なかつたという面も多いのじゃないか。今度の場合でも、特に日本の提唱ですから、そういう懸念が大きくなつて、先行きについて見きわめがつきかねてゐる。いま言つたとおり、ガストに入らなくても、これは入れるのです。しかし、足並みがそろわぬというのは、そういう懸念もある。

私の希望としては、この東京ラウンド、まあ仮称ですが、これはそういった国々に対する配慮、向こうをいままでのようにとにかく収奪して、大きな先進国はただ原料だけとつてくれればいいのだというようなやり方から一転して、やはり静かに育て、あるいは先進国は若干の犠牲を払つてもそれらの国々の発展を促進するといふ精神が、やはりこれに貫かれなければならぬと思ふ。特に日本は、次官のことばじゃないが、資源がないのですから、そういう役割、配慮をしなければ、この東京ラウンドというのは実質的に成功をおさめないのでないか、こう思ふのですが、どうでしょう。

○大蔵政府委員 その点に関しましては、私も先生の御意見と全く同感でございます。現在参加を

申し込んでおりますところの八十六カ国のうち、過半数はいわゆる発展途上国の申し込みでございます。そして、そういった意味におきましては、発展途上国もせっかくこの新国際ラウンドに参加をし、討議の場に出てきようという意欲を示してゐるわけでございますから、それに対してこたへるためにも、先生御指摘のような基本的な姿勢で、この新国際ラウンドには臨むべきではないかと考えておるわけでございます。

○塚田委員 だんだん時間もなくなつてきましたので、石油に関連してきまして、ひとつ質問をしたいと思ひます。それは、重油の脱硫減税についてお伺いしたいと思ふのです。この脱硫減税というのは、どういふ仕組みで減税しているかというのをまず説明してください。

○大蔵政府委員 重油の脱硫減税制度と申しますのは、亜硫酸ガスの発生源であるところの燃料重油の低硫黄化をはかるために、その重油脱硫を行なうところの石油精製業者に對しまして、脱硫重油の原料として輸入される原油並びに粗油に對しまして、一定の脱硫条件を満足した場合に、その輸入関税の一部、すなわち脱硫重油一キロリットル当たり五百円を軽減することによりまして、いわゆる重油脱硫設備の建設を促進する、こういう観点から、昭和四十五年の七月からこれは実施されておるわけでございます。

○塚田委員 それは私もわかつてゐるのです。どういふ仕組みと申すのは、この脱硫減税は、どのぐらゐ脱硫してどのぐらゐの量だといふことを確定しない前に減税するのです。どうですか。

○大蔵政府委員 おっしゃるとおり、この減税額の算定は、低硫黄燃料油の製造のために水素添加脱硫装置に投入されるものとが予定されている原料油の数量を基礎といたしまして計算をされるわけでございます。いわゆる予定減税と申しますか、そういう方法によりまして減税をいたしておるわけでございます。

○塚田委員 これは関税参考書によると、昭和四

十七年度百十七億といふたいへんな金です。これだけ減税しているわけですよ。そこで、これは予定だ。予定といふことは、これは石油会社が申告をする、それをそのまゝのんで一応減税をしておると思ふのです。その一番末端、一体どのぐらゐ脱硫が行なわれたのかといふことについての確認、もしそれより少なければこれは当然税金を返してもらわなければならぬでしょう、實際やつてゐるかどうか。

○大蔵政府委員 このいわゆる低硫黄燃料油の製造用原油の減税分の事後確認をいたしましては、私も、少なくとも年に一回製造終了後提出されるいわゆる製造終了届けといふものから製造工場に出向しまして、当該製造工場から提出されておりますところの製造終了届けにつきまして、製造工場が作成している操業日報、これは油の量の記録でございますが、原油の受け払い日報、硫黄分析成績書等を調べておるわけでございます。

○塚田委員 それがゼロといふのはどういふことですか。全然ないでしようゼロでしよう、返してもらったためしがない。また虚偽の報告を出したといふことで罰したためしもない。百十億億ですか、やりっぱなしでしよう。

○大蔵政府委員 それによりまして今日まで追徴いたしました実績は、昭和四十六年度におきまして十三件、四十七年度におきまして十二件、昭和四十八年度におきまして二十四件、合計四十九件でございます。それによりまして追徴いたしました額は二千七百五十三万円、それから延滞税を含めまして二千七百五十四万円ということになります。

○塚田委員 二千七百五十三万円といふのは何年分ですか。

○大蔵政府委員 年度別に申しますと、昭和……（塚田委員「いいです。何年分ですか」と呼ぶ）三年分でございます。

○塚田委員 三年分で二千七百万。減税額を三年分合わしたとどのくらいになるでしようかね。三百億近くになるでしよう。返してもらつたのは二

千七百万。どうですか、これは一体。それから、この資料によりまして、価額と減税額の合計比が出てゐるわけですよ。その価額と減税した比率ですよ。大体、技術水準はそんなに変わるわけじゃないですから、こゝろ、三年大體変わらぬはずですよ。たとえば脱硫しなければならぬという残留油ですか、それが五〇%なら五〇%、五五%なら五五%といふのは技術的にきまるのですから、その比率は変わらなくなるはずなんです。ところが、その比率がどんどんと、昭和四十五年度は一・四%、昭和四十六年度三・一、四十七年度四・九、四十八年度六・二と、ずうつとウナギ登りに上がつてゐるのはどういふわけですか。

○大蔵政府委員 脱硫原油の対象となりますのは、入つてきますところの原油の硫黄分の多寡によつて違つてくるわけでございます。したがひまして、結果的には、要するに、硫黄分が多い原油の入つてくる量がふえるに伴ひましてこれが多くなつてくる、こういう事態はあるかと思ひます。私もどなたもいたしましては、できるだけその事後確認を十分にやりました、誤りのないようにな追徴をすべく努力をしておるわけでございます。

○塚田委員 いまの局長のことばですと、毎年毎年、逐年だんだん硫黄分の多いものを輸入してきただといふことになりませんか。

○大蔵政府委員 硫黄分の問題につきましては、後ほど、どういふ種類の硫黄分の多い原油が入つてくるか、私も調査をしてみたいと思ひますが、その間、もう一つの理由をいたしまして、四十五年の七月のときには三百円の減税であつたものが四十六年の十一月から五百円と、その減税分の金額が上がつてゐることも一つの原因かと思ひます。

○塚田委員 それは局長ためですよ、かりにあなたの言うことがそのとおりだとしても、四十六、四十七、四十八年という統計を示したので、それから、あなたのところから出てゐるこれで、それがぐうつと上がつてゐると言ふのですよ。四十七年度

は上がったわけじゃないでしょう、五百円から上がっていないでしょう。だから、そういう答弁じゃ困るわけです。その点はひとつ資料で出してください。いま硫黄分が上がってきているという答弁でしたが、どういふふうに硫黄分が上がってきているのかというのを具体的に入れた数量、それから、私も資料はありますけれども、会社別に減税した数量、金額を出してください。これも大蔵では出せないから通産あたりとひとつ協力して出してください。

○大蔵政府委員 現在のところ、過去の実績につきまして会社別に資料が——もちろん減税をやっておるわけですが、税関別に過去の資料を全部一回集めればできる理屈になるかと思いますが、現在のところ会社別の資料をまとめて統計をとっているという事はやっておりますので、現実問題としてどのくらい過去にさかのぼってこれができるかどうかはちよつとこの場でお答えをいたしなれますので、検討してお答えさせていただきます。

○塚田委員 この際、この資料に基づいていいですよ、ただ四十六年度は御指摘のとおりだ、三百円から五百円になっていきますからね。しかし、おたくの統計で四十四年から実はずっと出ていますから、この統計に従ってそれを仕分けしていただきたい。いいですねこれは。検討ですか、できますね。

○大蔵政府委員 できると思いますけれども……できる限り努力をいたします。

○塚田委員 ぜひ出してもらいたいと思うのです。

それから、先ほど言ったとおり、これは三百億、四百億という減税の中で、返ってきたのは二千七百五十三万円ですね。これは少な過ぎるのと言つてはなんですが、あまりにも会社側の申告をそのままやつて、率直に言つて、ほかにほとんど手をつかなかつたんじゃないですか。結果について調べなかつたんじゃないですか。私はそういうことを聞いているんですよ。どれだけになつていくかと

いうことを調べてないでしょう。

○大蔵政府委員 これは各税関は自分たちのところでは必ずやっております、こう申し込んでいるわけでございます。

○塚田委員 そういう答弁はないでしょう。ばくはあるところで調べたら、それはやっています。長い間にプラスマイナスになつてしまふのではありませんかという話もあるんですよ。こういう関税のかけ方でありまふ。いま石油というのは、国民の注視的なんですよ。脱税はやる、公取からは告発される、そして関税をこまかす。いまのような答弁を聞いたんじや、国民は承知しないですよ。

○大蔵政府委員 私ども、石油の減税制度に関しましての重要性は、御指摘のとおり、非常に重要な問題であると思つたので、実績をいかに検査をし、いかにあはれするかということにいたしました。さらに気をつけまして、十分にこの事後確認その他が行なわれるように徹底をさせたいと思つた。

○塚田委員 局長、これは減税なんですよ。そこに私は大きな問題があると思つたんですよ。だから、これは金を取る時には追徴なんですよ。つまり、還付金とか何とかと違ふんですよ。だから私は重要だと言つたんですよ。減税するのだから、おそらく現場職員なりあるいは現地の税関のほうでは、減税という、もう切つちやつたのですから、そこにはやはりもう終つたんだからという考え、業者はそこにつけ込んで、申告をどんどんごまかして行く、こういうやり方じゃないかと思つたのです。どうですか。

○大蔵政府委員 先生おっしゃるようなことのないように、ひとつもう一回過去の実績もこちらでよく確認をいたしますと同時に、今後この事後追跡に関しましては、税関におきましても非常に重点的にこれを行なうように指導いたしたいと思つた。

○塚田委員 この件については、あすあたりまた大臣に対して聞きたいと思つたんですが、同時に、

これは減税ですけども、原油等については関税の還付制度もあるわけですよ。減免還付制度が別にもあるわけですよ。たとえば、国産原油はいいですが、あるいは石油化学製品、この還付のしかたも、いま言ったようなのと類する状態なんですよ。あちこちに見られるわけですよ。こういう還付制度というものをもうなくすべきじゃないか。特に低硫黄については、もうそろそろ十分できておるので、さらに五十年三月三十一日まで延ばす必要はないでしょう。どうですか、現実には。

○大蔵政府委員 還付制度という問題あるいは低硫黄原油の脱硫装置の減税の問題、これは限定的にいつまでやるべきである、あるいはいつやめべきであるという事は言えないかと思つたんですけども、こういう性格の政策の問題でありますから、いつまでやらなくてはならない、ということは、はつきり申し上げられるように種類の問題ではないかと思つたんですけども、この点、国会におきましてそういう御意見があつたということを前提としていたしまして、今後私ども検討させていただきます。

○塚田委員 一つ前に戻りますが、先ほど重油の脱硫減税についてはいろいろ調べると言われましたが、そこでもし過剰な減税があつたら、これは明らかに脱税行為と見ていいですか。当然そうですね。局長どうですか。

○大蔵政府委員 調べました結果、過剰な減税がありましたら、これは脱税行為だと私は思つた。

○塚田委員 なお、この問題については、ひとつ大臣に、若干質問を保留しておきたいと思つた。

その問題は、次に移りたいと思つた。

この問題に関連して、これはあすも聞くのですが、石油精製会社への、これは同僚議員もいろいろとこの前質問したのですが、大蔵省の関税の係の天下り再就職というのが非常に多いわけなんです、つかんでいきますか。

○大蔵政府委員 大蔵省の人が石油精製会社に行つてゐるという事実は、私、存じております。

○塚田委員 これも私はあとで——人事院のほうではいま調べている最中で、具体的なあはれは出てきませんが、相当多い。そういう中にやはりこういつた、長い間やつていて、最後になつたらプラスマイナスだからというふうな、そういう思想が出てくるのじゃないかと思つたので、この点触れておきます。

第三点は、保税地域の滞貨の問題についてちよつと触れたいと思つたのですが、これは国会、予算委員会等でもずいぶん問題になつておりまして、現在ごく直近の時期で調査をされたかどうかです。

○大蔵政府委員 保税地域の貨物の蔵置状況の調査につきましては、昨年の十一月以来毎月、月末現在の蔵置状況を調査することにいたしました。現在、一月末の蔵置状況の調査ができております。

○塚田委員 どのくらいですか。

○大蔵政府委員 本年一月末現在におきます保税地域におけるその在庫量は、六千四百五十五万四千トンでございます。

○塚田委員 これは上屋、倉庫全部入れまして、大体、倉庫、上屋収容能力の何％ぐらい占めておると思つた。

○大蔵政府委員 私どもこれをつくりましてあります。いわゆる収容能力というものはいろいろと算定の方法があるわけですが、いわゆる公共的な一般的ないまの保税地域というふうなものには除いてあるものもございますので、私どもが統計をとつておりますところの収容能力は、指定保税地域にしましてはカバー率が四二％、それから保税上屋にしましては全部一〇〇％カバーをしておりますし、保税倉庫につきましても一〇〇％カバーをしておりますし、保税工場にしましては一四％をカバーをしてゐるわけでございます。そのいわゆる収容能力と対比をいたしますと、現在の六千四百五十五万四千トンという在庫量は、平均在庫率をいたしまして五二％に相当いたします。

○塚田委員 相当高い比率なんで、一体これをさ

ばく、荷出しをやるという点について、こういう情勢ですから、どういふ具体的手段、方法をとって指導していますか。

○大蔵政府委員 この点、御承知のように、保税上屋におきましては、その一カ月以内に輸入申告をしなくてはならない。それから、保税倉庫に關しましては、倉庫に入つたあと二年以内に輸入申告をしなくてはならないという法律構成になつておるわけでございます。

私も今日まで、いわゆる輸入申告が期限に行なわれませんでしたときには、これは法律にそむくことになりまして、この輸入申告をさせることになるわけでございますが、いわゆる保税倉庫といふものは、一般の倉庫、いわゆる民間の倉庫でございます。これは要するに、倉庫の中に品物を入れたまま通関手続を認めてもらう種類の倉庫でございます。輸入申告を一たん済ませますと、普通の倉庫でございまして、いつまでもその倉庫に物を置いておきましても、法律上はよろしいわけでございます。したがって、今日まで、税関といたしましては、その保税倉庫に一体物がどのくらい入つてゐるかというに關しましては、輸入通関が行なわれた後のものに關しましては、あまり関心がなかつたのが率直なところでございます。

しかしながら、昨年の十一月以来、特に石油問題を中心といたしまして、保税倉庫の中に一体物がどのくらい入つてゐるかというを税関といたしましてはつかまなくてはならないということとで、各税関を警備いたしまして、保税倉庫の在庫量を捕獲いたすことの仕事を始めたわけでございますが、これは法律的には確かに、通関手続がすでに終了をして倉庫の中に入つておるものに関しましては、普通の営業のものは倉庫業法によつて監督をされておるものでございますから、税関には監督権限はないわけでございますが、その中で、長く蔵置をされてゐるものに関しましては搬出を促進するということを、行政指導によつて税関は始めたわけでございます。

たとえば、各品物、特に生活関連物資に關しまして、長い間倉庫の中に入つてゐる小麦なら小麦、これは現実には当たつてみますと、品物によつて非常に違つたわけでございます。いわゆる端境期まである程度倉庫の中に保存をしておくと、これは悪いことではないと思ひます。また、物によりまして、買ひだめ売り惜しみの目的を持つて値上がりを持つて蔵置をしておくことは悪いことである。この善悪の判断と申しますか、何の目的を持つて長い間倉庫に蔵置してゐるものかということの判定は、なかなかむずかしい面があるわけでございます。

私も、少なくとも現在蔵置をしております量はこれだけありますよという正確な数字を産業所管省に連絡をいたしますと同時に、税関におきましても、長い間蔵置されております品物に關しましては、法律的な権限はございませぬけれども、行政指導によつて、これを搬出するべく指導をいたしておるわけでございます。

○塚田委員 法律的な権限がないと言ひましたが、搬出命令という最後の伝家の宝刀があるのぢやないですか。

○大蔵政府委員 搬出命令と申しますのは、関税法百六条で、要するに關稅徵收上支障がある際にはこれを搬出させることができる、税関長に与えられておる権限でございます。これはたとえば、倉庫が満ぱいになりまして、あとから入つてくる品物が入りきらない、したがつて、關稅徵收上支障があるという場合には、前にある荷物の搬出を命令する権限があるわけでございますが、その倉庫がかりに満ぱいになつてゐない、要するに在庫率が五〇％であるという状況であります場合には、関税法百六条に基づきますところの搬出命令を出せるかどうかということに關しましては、問題があるかと思ひます。

○塚田委員 実は、私はきのう本牧へ行つてまいりました。雨の日でしたが、それできのう、実は委員会に三十分ぐらゐおくれたわけですが、どういふことかという、きのうは月曜日です

が、横浜あたりから品物の搬送がほとんど行なわれるわけですよ。つまり、横浜に揚げて、横浜の保税倉庫に入れようとする。そうすると、すでに内国貨物が一ぱいになつていてどうにもならぬから、搬送許可を受けてこつちへ持つてくるというふうなこと等もすいぶん行なわれておる。保税倉庫とか上屋といふのは、私企業と言ひましたが、ある程度公共性があるし、そうであればこそ、銀行が優先的な融資体制をとつて建ててゐると思つたのです。それが大部分内国貨物の倉庫になつておる。

ブリヂストンタイヤが一つの倉庫に一ぱい詰まつておる。しかも、これは保税上屋ですよ。一体いつからやつてゐるんだと言つたら、ブリヂストンタイヤのごときは、昨年の九月七日から倉庫に一ぱいですよ。これは一体輸出するのだからかと言つたら、これもわからぬ、全然輸出しないと思はれるものもあります。こういう状態ですよ。一体、局長はこういう事態を見てゐるのかどうか。その点非常に不都合だと思つてゐる。やはり公共性を優先して、場合によつては、いま言つたとおり、内国貨物で一ぱいだから、通関に非常に支障を来たすから出さないという命令をやるべきでしょう。

品物によつては、こういうものもあるのですよ。倉庫に置いたまま販売販売されるのですよ。七回という話を聞きました。だから、持つていくにしても、一番末端ですから、わずかなものをちよつと持つていく。また別な人が来てちよつと……そして出しなさいと言へば、いや私のところではもうあつちへ販売してゐますからと、こういうことですよ。一体これはどうなんですか。

○大蔵政府委員 そういふ保税倉庫の中の実態に關しまして、私も昨年の十一月以来、一体、実態がどういふことになつてゐるのか、また物がどのくらいあるのかということに關しましては、文字どおり税関のほかの仕事が若干犠牲になつても、そういうことをいまの段階においてはやるべきであるということで、相当各税関職員に無理を

申しまして、各税関倉庫の実態調査に力を注いでゐるわけでございます。各税関長も真剣にこれをやりまして、また、もちろん個々の倉庫に關しましては、全体の在庫率といたしましては、先ほど申し上げましたように、五二％という数字が出ておりますけれども、各個別の倉庫によりましては一〇〇％になつてゐるところもありまして、そういうところに荷物がたまつておる場合には、關稅徵收上支障があるというところで、各税関長も相当思い切つていわゆる搬出命令を出すことを心がけておるわけでございます。

現在、なぜ長いこと倉庫に物がたまつてゐるかといふことを実態的に、これは若干の時間がかかるかと思ひますが、理由別にも調査をしておるわけでございます。東京税関、横浜税関等、連日夜の十一時ころまでかつて努力をしてゐる最中でございます。何とかしていわゆる保税倉庫の中の実態を、私も税関の立場としてでき得る限りのことをして調べ、この搬出を促進させたい。これは搬出をさせましても、この搬出をする先がないなかの倉庫に持つていかれたのでは何にもならないという面もあるわけでございます。私もなかなか通関をしたあとのものを追跡するわけにはまいりませぬけれども、少なくとも税関の目の届く範囲内にあるところの荷物につきましては、在庫量を正確に把握して、それを産業所管省に連絡して適切な処置をしていただくように、最大の努力を傾けたい、かように考えておるわけでございます。

○塚田委員 そこで、私、最後に質問したいのですが、例の搬出命令については、通関業務に支障を来たすといふことで出すのであれば、私はあの滞貨——たとえば一階の倉庫は一〇〇％ですね、ブリヂストンのタイヤで、これは輸出するものです。それをいつまでたつても輸出手続をしないわけですよ。その下は約三〇％。あとは何かといつたら、輸入した石綿、石綿なんかもひどいですよ。シーローダーですね。そしてやつてゐる

業者というのは、大体きまっていると云うのですよ。わりと力のある業者ですね。だから、強力な手段でなければこれは出ないと思うのです。どうですか、場合によっては搬出命令を出す、そういう検討を進めなければならぬ時期だと思つてゐます。

○大蔵政府委員 私どももいたしましては、私どもができる範囲内におきまして、もちろん必要な場合には搬出命令を出すことはいいものではございませんし、現実にはかなり思い切った、要するに拡大解釈と申しますか、柔軟な解釈をいたしまして、搬出命令を出すように現在考えているわけでございます。

○塚田委員 そういう内国貨物が一ぱいになっているので、他所蔵置というか、そこに入れられないからほかへ持つていつて保税地域外にさがす、そういうことがやられるのですよ。さっき言った交通、これはものすごくいいですね。繁雑になるだろうし、手数料から何かからいつて、たいへんな問題なんです。だから、その辺を考えると、これは流通の問題にも関係してくるし、最近の東京のような状態になると交通にも関係してくる、こういう状態ですよ。あつちこつち倉庫を求めてうちよろ歩いてゐるのですから、どうですか。

○大蔵政府委員 御指摘のような状況があると思つてゐます。

ただ、私ども先ほどから申しておりますように、いわゆる保税倉庫と申しますのは、倉庫の中に置いておいたままで輸入手続をすることが認められてゐる種類の倉庫ということでございまして、営業倉庫は倉庫業法に基づく監督を受けておるわけでございます。一たん通関をいたしました荷物につきましては、関税徴収法上かなり支障があるという理由が曲がりなりにも見つかりませんと、関税法百六条に基づき搬出命令を出すということでは、現実問題としてむずかしい面があるわけでございます。単に物がそこにあるからと、たとえば七〇%倉庫にあつて、ほかの荷物を入れようと思つたら入れられぬという状態でありまうとき

に、この荷物は長く置いてあるから持つて出なさいと、税関長が命令を出さすことは、なかなかむずかしい面があるかと思つてゐます。

したがらしまして、そういう際にはほかの観点から、いわゆる産業担当省に、こういうものが長くありますよということを通告をいたしまして、その物がかりに国民が非常に切実に要求をされているものであるとするならば、その権限を持つてゐるところの官署から、その倉庫の荷主に対して、この品物は出しなさいということ指導をしていただくのが一番正しい道ではないか、かように考へておるわけでございます。税関長権限といたしまして、かかる場合にその搬出命令を出すということに關しましては、相当慎重に検討をする必要があるのではないかと考へておるわけでございます。

○塚田委員 保税倉庫の認可は大蔵省でしょう。

○大蔵政府委員 おっしゃるとおり、保税倉庫は申請に対して私どもが認可をしておりますわけでございます。

○塚田委員 認可するには、保税倉庫としての役割を十分果たしてもらいたい。そのために、金融的にも相当優遇されてゐるということと、事実なんですよ、建てるに於いては、政府資金も相当低利に入つてくるし、それはそういう公共の用に供するからと、それを理由にして、いろいろな便宜をはかつておると思つてゐるのです。もしそういう用途をとつていないならば、認可を取り消したらどうですか。

○大蔵政府委員 一方において、御指摘のように、非常に輸入物資が急増をしておりますことである。倉庫全体の絶対数という問題もからんでまいりますので、保税倉庫の数が多ければ多いほど、やはり輸出入に關しましては、全体的な国民経済的に見てプラスになるという面もあるわけでございます。

また、倉庫業者と、それから倉庫に荷物を預ける荷主の立場というものはそれぞれ違つてございまして、その倉庫業法に基づく倉庫業者とい

うものに、現在荷物を持つております荷主が倉敷料を払いまして、長いこと倉庫の中に物を置いておるといふ面があるわけでございます。そこらあたり実態問題といたしまして、できるだけスムーズにいふように、行政指導によつて、税関もこれに關して積極的に関心を持つて、その荷物がスムーズに外に流れていくことに努力をするのが一番いい方法ではないか、かように考へておるわけでございます。

○塚田委員 この問題は、時間もないので、ほかにもありますので、大臣に対する質問のほうに移していきなさいと思つてゐます。

その次、これは砂糖の問題、先ほど山中さんから詳細に、農業保護の立場からいろいろ議論があつたのですが、砂糖について標準価格をつくる、つくりなさいがいろいろ議論され、審議されてきておりますが、どういふ状況ですか。

○永井説明員 御説明申し上げます。先生の御質問は、国民生活安定法に基づく物資に指定するかどうかということでございまして。砂糖は昨年末以来、非常に価格の高騰がございまして、生活関連物資として非常に重要な問題であるということで、価格関係が非常に話題になつたわけでございます。したがらしまして、私どももこの価格安定につきましては、当然生活安定法の施行の趣旨に従つて、国民生活安定法に基づく物資に指定すべきかどうかということで検討を加へたわけでございます。

ただ、先生御承知のように、現在、国際相場が非常に大きな変動を來たしております。砂糖に關します原価構成の中で、粗糖価格の占めるウェイトが非常に高い現在におきまして、この粗糖相場というものが相当大きな変動を來たしておる段階におきまして、一定の標準的な価格帯を切つてこれに押し込めるといふことにつきましては、今後の見通しを十分立てないとその辺は非常にむずかしい。したがらしまして、それよりは行政指導によりまして、家庭用を中心とした小売り価格を押えて末端の価格を規制してまいりたいという

ことで、販売協力店というような指定店舗を設けまして、末端価格の指導を現在行なつておるといふ状況でございます。

○塚田委員 農林省の話はわかりましたが、局長、今度砂糖については二月十七日からですか、彈力関税に踏み切つたわけですね。ところが、砂糖というやつは、やつと言つては悪いんですが、ものすごく価格の激動というか激変というか、これは価格じやないですね、相場なんですね。ロンドンで相場が立つわけですよ。そして、各国にずつと相場が波及していくのですけれども、毎日動いてゐるわけですよ。

そこで、これは彈力関税を適用したけれども、私が非常に危惧するのは、いまは上がつてゐるから、彈力関税でひとつ関税をなるべく下げてやろうということだと思つてゐるのです。しかし、この時期に、ゆれ動く相場をうまく利用して、実際の相場よりも高く申請する。これは豚肉の場合と同じですよ、彈力関税の場合は、そういう懸念が非常に出てくるし、あるいはまた、利益を海外に出してしまふというようなことも等々、大手商社では考へられると思つてゐる。一体、そういう懸念は全然ないか。つまり、そういう調査網なり、海外における何なりをきちつとしていなければ、彈力とはいつても彈力がなくなつて、かえつてそれは大手商社に悪用される、こういうことになるんですけれども、どうでしょう。

○大蔵政府委員 その点は、砂糖に關します減税のメカニズムは、全くそういう心配がないようになつておるわけでございます。と申しますのは、関税を減免をいたします限度額と申しますのは、いわゆる国内糖價安定法において定められておりますところの国内の上限価格、要するに安定上限価格と、それから平均輸入価格との差を減税するということになつておるわけで、平均輸入価格と申しますのは、毎月二回、十五日ごとにロンドン相場を前提として客觀的に定められるわけでございます。輸入業者が作為的に輸入価格を操作するということではできないようなシステムになつて

おるわけでございます。
○塚田委員 時間も参りましたので、まだ一、三残っておりますが、その中からよりくって、あとはその大臣に対する質問に移したいと思ひます。

とまれ、今度のいろいろな減税措置は、生活関連物資とはいふものの、一つは国内産業に相当影響する物資もありますし、それから、先ほど言つたとおり、下げたけれども見せかけじやないか。現に砂糖のごときはほとんど上がっている。彈力関税はしたけれども、その海外の動きについての調査もなかなかとれない、つかめないという状態。いまやかましくなつておる石油については、先ほど重油の脱税について言つたとおり、全くふらちな見のがしをやる。

いずれにせよ、今度の関税率の引き下げということについては、私どもどうも承服できないいろいろなものが含まれておると思ひます。こういう点について、ひとつ最後に次官、いかがですか。
○中川政府委員 いろいろ御指摘をいただきまして、われわれも調査もし、検討も加えなければならぬところもあると思ひますので、万全を期していききたい。たとえば、先ほどの脱税減税五百円がうやむやになつておるんじゃないかという点などは、ほんとうに検討して、妥当でない点があるとするならば、許されることではありませんが、やめるといふことではないかと思ひますが、厳正、公正を期するように断固としてやっていますと存じます。

○安倍委員長 午後二時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十三分休憩

午後二時三十分開議
○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。増本一彦君。

○増本委員 この関税定率法の法案審議に際します。

して、午前中も議論になつたようでありますけれども、初めに、いま大蔵省は、税関を通して、輸入業者に対して、貨物の滞貨をなくして円滑に流していかうというところをいろいろやつていらつしやる。その具体的な指導の内容と、それから実績、実態ですね、これについて御報告をいただきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 午前中の委員会におきまして一部お話をいたしましたけれども、御承知のように、昨年の九月の委員会におきまして、先生から冷凍肉の滞貨状況に關してのお話がございました。當時たまたまその時期が夏でございましたので、冷凍倉庫の中にはいわゆる夏特有のアイスクリームのような種類のものが非常に入つていたわけでございます。したがって、當時は冷凍倉庫をそれ自体が満杯という状態になつておりました。輸入貨物、たとえば冷凍肉なり冷凍魚なりを入れようと思ひまして、倉庫が満杯であるために、なかなか倉庫に入れることができないという事態であつたわけでございます。

こういう事態に相なりますと、いわゆる関税徴収上支障がある、こういうことで、百六条を發動をいたしました。要するに冷凍肉その他の搬出を促進をするという行政指導も、税関当局の立場からいたしますと非常にやりやすい、またやるべきであるということでございますが、現在、個別の冷凍倉庫で満杯になつておるところもございまして、平均的に見ますと、十一月末、十二月末の冷凍倉庫におきます在庫率と申しますのは、約八〇%ということになつておるわけでございます。

冷凍肉等の在庫の絶対量は、去年の七月當時と変わつておりません。むしろ若干ふえているような状態かと思ひますけれども、そういうようなときに、いわゆる関税法の百六条に基づく搬出命令を出し得るかどうかということに關しましては、午前中もお話しいたしましたような問題があるわけでございますが、私どもいたしましては、たとへば

東京税関におきまして、要するに大口な輸入業者と申しますか、六六商社も含めまして、大口の輸入業者二十三社を東京税関に呼びまして、早く物を出すようにということを税関のほうから指導をいたしました。あるいは港灣業者で結成されておりますところのいわゆる協議会の場におきまして、それぞれ中小の業界に對しましては搬出促進を指導をしております、こういうような手段をとつておるわけでございます。

その他個別物資に關しまして、私どもがいかにもその理由なく長期に蔵置されておると考えられますものに關しましては、個々の荷主を呼び出して、ましてこの搬出を促している、こういうような手段をとつておるわけでございます。

○増本委員 いただいたこの資料によりますと、東京税関が輸入業者二十三社に對して指導なさつておる、いままでは倉庫主を通じて搬出指導をしていたけれども、今後は荷主の直接指導もあわせて行なう。それから、もう一つは、保税上屋に搬入後四十五日以上経過した未通関貨物について、税関が荷主から具体的に滞貨理由を聴取する、こういうことをやつていらつしやるのですが、これはいつからおやりになつて、特に保税上屋に搬入後四十五日以上経過したものに對して具体的な滞貨理由をお聞きになつていらつしやるはずですし、その実績や実態というものはどうなつておるのか、この点についてひとつ御報告ください。

○大蔵政府委員 具体的に保税上屋に長い間滞留をしておるものに關しまして、東京税関に呼びまして特別検査をいたしましたわけでございますが、いろいろのものが実はございまして、おどつたものといつたしましては、たとえば契約不履行と申しますと、いわゆる品質であるとか、そういう面において、契約と違つたものが相手方側から送られてきて、これを引き取るわけにはいかない、こういう引取り交渉中のものであるとか、あるいは食物検査を待つておるところであるとか、あるうなものであるとか、それからかん詰め、落花生等の場合に、品質不良であるために売却不能であ

るからこれまた引き取らないというような事態もございまして、いろいろの理由が個々別々にあるわけでございます。一応、各品物に關しまして、この実態調査というものをいたしておるわけでございます。

○増本委員 皆さんのこの東京税関でやりになつたのは、二月四日、管内の主要輸入業者である大手商社六社を含む二十三社を呼び出して、蔵置貨物の状況把握について協力を求める、そしていま申し上げたような指導をやつた。この結果についてもう集約ができておるのでしょうか。いかがですか。

○大蔵政府委員 その結果につきまして、ただいま集約作業中でございます。間もなくこれができ上がる予定と聞いております。

○増本委員 では、その集約ができた段階で、ぜひひとつ当委員会にその全体を資料として提出して御報告いただきたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○大蔵政府委員 委員会に資料として提出いたします。

○増本委員 局長のほうから先ほど冷凍食肉の問題が出ましたけれども、局長もその中でおつたように、むしろ十一月、十二月の段階では、東京を例にとりまして、在庫量が十一月の末で肉類で七万九千トン、魚介類が七万二千トン、十二月の末で肉類が七万五千トン、魚介類が六万五千トン。暮れに需要がかなり伸びたということを見ましても、八〇%というお話がありましたけれども、昨年の夏と状況が変わつていない。むしろ十一月はふえて、十二月も肉類では若干のふえがある、こういう状況だと思ふのです。

問題は、それだけのものがストックされて、ずっとそのままであるというものもあれば、入つてきてかなり回転していくものもある。両面ありますから、これが全部一がいに買い占めとか売り惜しみだということには必ずしもならないかもしれないけれども、しかし、それにしても、やはり

いまの状況を見ますと、いろいろ在庫が依然としてふえつつあるような傾向というのは、これは流通そのものは所管でないにしても、そういう側面から見ても好ましい状態だとは必ずしも言えないというふうに思うのです。

ましてや、マイナス二十度、三十度というところでもかなり長期間にわたって保存のきくものばかりですから、皆さんのほうも保税地域についての効率的な利用をはかつていく、その面が通関政策、関税政策と流通政策とのいわば接点としても非常に大事な問題だと思ひますし、この点についての荷の回転状況というのは、一体どういう状態になっているのか。この点についてきちっと正確な実態の把握ということをやりますと、いろいろな点での行政指導の具体的な手が打てないというふうに私は思ふわけですね。

ところで、他方、こういう冷凍倉庫の場合ですと、いわば自主管理方式になっていて、業者もかきで、そのためになかなか検査も行き届かないというところが、私の昨年の夏お尋ねしたときに皆さんのほうからも、荷物がふえて人数が足りないという問題等もあつたわけですね。それから、だからといって、この自主管理をそのまま放置しておくというわけにはいかない。だから、これについての検査や手だても、きちんとそういう意味でしていく必要があるというふうに思ふわけですね。

この点、この夏以降、こういう問題が起きている上で皆さんのほうではどういう手だてをお考えになり、また実行されていらつしたのか、そしてまた、今後はどういうふうによつていこうとしておられるのか。その辺はいかがなんでしょう。

○大蔵政府委員 まさしく先生御指摘のような問題点があるわけでございますが、私も午前中も申し上げましたけれども、今日まで税関は、要するに通関が終わった荷物に關しましては、正直に申し上げてあまり関心がなかつたわけでございます。しかしながら、現在日本の物の状況がこういうふうな状況になってまいりますと、保税

倉庫の中に一体何がどの程度あるかという在庫状況を把握しておく一つの義務のようなものが税関にもあるということ、昨年の十一月からいよいよ倉庫の在庫調査を、毎月月末現在において正確に把握するという作業を始めたわけでございます。

ただ、御承知のように、倉庫というのは、物を置いておくためのものでございまして、いわゆるランニングストックに相当する、正常な価格を維持するためにはある程度倉庫に物が入つていたほうが物価押し下げ要因の一因にもなるという面も、逆にいえばあるわけでございます。

したがって、私どももいたしましては、これを行政指導の上におきまして、正常に平生あるべき在庫量と申しますか、そういうふうなものをやはりつかむ必要がございまして、そのためには、ある程度の期間にわたつて倉庫の在庫量というものを、平生の状態からどういふふうな変化があるかというところをつかんでまいらなければならないと思ひます。したがって、私どもはほかの仕事と相当犠牲にいたしまして、この方面に對しまして税関といたしましては力を入れまして、在庫量の正確なる把握ということから若干試験を得まして、保税地域における正常な物の在庫量というものを物資別に私どもとしても見当をつけたと思ひますが、もちろん、正常の在庫量調査と申しますのは、税関に本来与えられた職務ではございませんで、やはり物資を担当しておる省においてこれは所管をしていただかなくてはならない種類のものではあらうかと思ひます。

したがって、私どもがこれ以上立ち入りましますことは、現在でも実は保税関係の職員の事務が、その在庫調査のために相当過重になつておる面がございまして、ほかの物資担当所管省のほうに正確なる在庫量を税関といたしましては報告することが第一歩であるということから、そういう面に現在重点を置いておるわけでございます。

○増本委員 私は、実際に港の特に保税上屋を中心にして調査をしてみまして、保税上屋が本来

法律で一カ月というように荷物を置く期間がきめられておるのに、そういうものが全然無視されておるという実態だと思ふんですよ。こういういうのが実態をどうやって改善していくかということがありまさんと、保税地域に滞貨している荷物をほんとうに流していくということはできないと私は思うのです。

そういう点で、一つは、私は先ほどさうりと読み上げましたけれども、保税上屋に搬入後四十五日たつても未通関の貨物、この貨物だけなぜ滞貨しておるのか理由を聴取するということでは、何か四十五日まではそれは置いていいのだというふうなことにしなさいとねないし、そういうことで、この法律をきちんと厳守させて、いまみたいに物置きみたいになつても何カ月も積んでおくというふうな実態をまず改めていくというふうな、保税上屋、保税地域から大掃除を始めていくということが必要ではありませぬか。そういう点では皆さんはどういう手だてをお考えになつておられるのか、あるいはまたどういふことをやろうとなすつておられるのか、この点はいかがなんでしょう。

○大蔵政府委員 保税上屋の場合、もう大部分の貨物と申しますのは、要するに三十日以内にその通関がされるものでございまして、大体三十日をこえておられますものは全体の七割ないし八割でございます。しかも、その原因別を調べてみますと、先ほどもちよつとお話しいたしましたように、要するに、保税上屋に残つております貨物と申しますのは、なかなかそれだけの理由がございまして、いわゆる契約に合わない品物であるから自分は引き取れないとか、それぞれの滞貨しておりますものに關しまして調べてみますと、いろいろな理由があるわけでございますが、何らの理由もなく保税上屋に長期間滞留させておくというものはほとんど見当たらないわけでございます。

したがって、この保税上屋に何らの理由もなく、ただ単なる売り惜しみであるとか買い占めであるとかの原因で蔵置してあるものであれば、もちろん税関長といたしましては、これを収容を

いたしまして、公売に付するということや手段を講ずるわけでございますが、全体の割に不足するものには關しまして、ある滞貨のものに關しましては、できるだけこれを早く引き取らせるように指導をし、必要に応じて収容という方策もまじえましてこれに対処をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○増本委員 契約の品物に合わないということで契約上いざこざが起きた場合、そのときに上屋に置いておる荷主というのは一体だれなんですか。これは、買つてきた商社でしょう、あるいは輸入業者ですね。それはどうなんでしょうか、そのとおりですか。

○大蔵政府委員 いろいろなケースがあると思ひますけれども、御指摘のとおりだと思います。○増本委員 それで、そういう取引の当事者間の争いがあつて、だから置いておいてもやむを得ないんだということに、はたしてなるのかというところだと思ふのです。それはもつと別の公共的な理由があるのなら別ですよ。それを民事上の、注文に合うような品物じゃなかつたということ、それはその当事者間のそういう契約の争いで、それから、それがすんなり注文どおりの品物を本来持つてこなければならぬのに、持つてこなかつたということ、これはクレームがついておるわけですよ。しかし、これは品物の管理保管は、全面的に荷主である商社のほうにあると思ふんです、まだ引き渡してないわけですから、自分の所有物ですから。だから、自分できちんと責任をとらせていく。

このところを大目に見るといふことが、何か私にはたいへん解せない。むしろ大手の商社なんかの場合ですと、そういうことでかえつて横暴にわがもの顔に、そういう上屋を倉庫料さえ払つていけばいいんだということを使つておるきらいがあるんじゃないか。だから、そういうところもきちつと筋を通していくようなことをやつていかないと、実は保税上屋についての大掃除はできないというふうに私は思ふのですが、いかがですか。

○大蔵政府委員 ただいま申し上げましたように、筋が通らないと私も考えます場合には、収容することによりましてこれを公売に付するといふ手段も認められておられるわけでございます、現実にはそういう手段を講じているものもござい

ます。ただ、むしろこういう場合には、大手商社と申しますよりは、もはや引き取り主に引き取りの意思がないという品物が、もう相当まじっているわけでございます。むしろこれはもう捨ててしまつたほうが損が少ないと考えるのかどうかかわりませんけれども、要するに、荷主をさがしましてこれを引き取れという指導をいたしまして、もういかなる処分をしていただいてもけっこうでございます。こういうようなことを申す事例もあ

るわけでございます。こういう取引は非常に多種多様にわたっておりまして、一律にこういう場合にはこうするということをやめると、かえつていろいろとそれを利用されるという面も現実問題としてはあるわけでございます。

なるのですか。
○大蔵政府委員 御承知のように、保税倉庫の場合に二年以内に通関手続をとらなくてはならないわけでございますが、通関手続がとられてしまひますと、これは営業倉庫の場合、営業倉庫業法の監督下に入るわけでございます。現実問題として、法律的には輸入通関終了後は税関の手を離れるというのが実態であらうかと思いますが、先ほど来御説明いたしておりますように、いわゆる保税倉庫の中に長期間滞留されております品物につきましましては、私もそれ現在二十三社を呼んで東京税関において搬出促進方を行政指導したといふことを申し上げましたように、少し法律を拡張解釈をいたしまして、税関のほうにおきまして輸入通関終了後の荷物の搬出促進に關しまして、税関としてもできる限りのことをやっております。税関として考へておられるわけでございます。

○増本委員 倉庫じやなくて、保税上屋でそのまゝ動かさないでいるという品物はないのですか、通関手続後。これはゴムとかアルミとか銅とか、こういうものは、横浜、東京の港の保税地域の保税上屋をすつと見てみますと、ずいぶんたくさんあるというふうに思ふのですが、実態はどうなんですか。具体的に私が確認したものをあげてもけっこうです。

○大蔵政府委員 いわゆる輸入許可済みの貨物で三カ月以上長期に蔵置されております貨物の割合は、一月末現在で七割という数字になっております。
○増本委員 この七割のうち、一つは中身が問題だということに思ふのです。たとえば、私が確認してから二カ月たつて、きのうまた確認をとつてもまだあるのを具体的に申し上げようか。横浜の鈴江組の倉庫と、それから本牧の三井の倉庫、ここにそれぞれ大体二千トンくらいずつゴムがあるのですね。これは二カ月以上、三カ月近いですね。それで、荷主は丸紅、加商、伊藤忠、野村。いま御承知のように、天然ゴムはものすごく上がつておられるわけですね。あれは商品取引所の相場ものでしょう。

そこで、実はこの保税上屋で入札をやつておられるのですね。あんまり値が高いので、プリチストンと横浜ゴム以外手が出せないというのが、あそこ倉庫関係者の間では常識になっておられるのです。一日に二十トンから三十トンくらいしか出ない。多く出ても百トンにいかないという状態。そして毎月、横浜の場合だと、税関の皆さん御承知だと思ふけれども、あのエバレット汽船の貨物船でゴムを積んできて、荷揚げするわけですよ。こういうようにゴムが滞り、そして商品取引所の相場はどんどん上がつていく。むしろ一挙に出さないで、こつとやつて売り惜しみや買い占めに近いような、あるいはそのものずばりの行為を港の保税上屋を使つてやられておられるのじやないだろうか、そういう見方を私はせざるを得ない。いま上がつておられる品物で、しかも原料、資材でたいへん重要なこういうものについて、単に通関手続が終つたやつたからもう私のところはということでは、なぜ保税上屋という地域の指定をし、認可もなし、そして皆さんが監督をしていくのかという、このこととどこにまでさかのぼつて考えるべきではないかと私は思ふのです。一つの例ですけれども、こういうような実態に対してどういう対策をおとす。この点はいかがでしよう。

○大蔵政府委員 基本的な問題にさかのぼりますと、御承知のように、いわゆる港務行政の一元化というふうな問題とも深く関連をしておるかと思ひますけれども、御承知のように、現在、港務の管理者はその都道府県になつておられるわけでございます。さらに、倉庫の問題に關しましては、倉庫業法に基づく倉庫業界の監督は運輸省が監督をしておられる。いろいろそういう面におきまして、港務行政が一元化でないという点に關しましてのいろいろと検討すべき問題は、私率直に申し上げてあるかと思ひます。

ただ、現在、私も税関に与えられておりますところの権限の問題から申しまして、もし保税上屋そのものがそういう方面に利用されているといふことが私どもに感ぜられました場合には、現在の段階におきましては、相当強い行政指導によつてその搬出の協力を求めるという方法以外に、法律的には権限としてはないと思ひます。ただし、その保税上屋がそのために非常に一ぱいになつて、ほかの荷物をそこに持つてこれない、こういうような事態であります場合には、そこにある荷物を持つていけという搬出命令を税関長が出すといふことはなし得ると思ひます。

○増本委員 搬出命令までなし得るとお考えであるならば、もっと、特にそういう七割の中には契約不履行だとか—それは私も見ましたよ。南京豆の、えさのあれに使うくすものやつがうすたかく積まれて、もうはしけにまであふれちやつていて、引き取り手がなくて船主自身が困つちやつておられるというふうな例だつて、枚挙にいとまがないわけですよ。そういう小さな船主泣かせのけしからぬやり方というのは、これはこれでまた別途考へなければいけません。しかし、産業や経済の基本的な資材、原料が保税上屋に積み込まれて、そこでせりが行なわれるというふうな事態、これはもうもつてのほかだというふうには私は思ふのです。

大体、保税上屋というのは、そういうことのために認可しているわけじやないですね。これは通関手続を順調にやるために、船に置いておくわけにいかぬからひとまず上に掲げて、そのかわり一カ月以内に早くやつてくだされ、そして関税も納めてください、そういう自分の好きな倉庫に持つていきなさい、そういういわば中間の小さなダムでなくちゃならぬわけですね。このダムに何カ月も置いて、しかもそこで商売をやるなんというふうな不届きなやり方というものは、この実態をもつとちゃんと調査をし、検査をし、それに必要な人員、人数が足りなければそういう人数を価格調査官だつて専任にしようという世の中ですかね。そういうことまで含めて、やはり抜本的な検討が必要ではないかと思ふのですが、いかが

でしょう。

○大蔵政府委員 御指摘のような趣旨から、私も、税関が今日までやっておらなかったことを昨年の十一月以来やろうというところで、現在税関が重点項目として努力をしているわけでございまして、しかも、その行政指導の内容といたしまして、船主のみならず、荷主それ自体を税関に呼びまして、それぞれの滞貨の理由を聞き、早く搬出をするように強く行政指導をやっておるわけでございまして、これは相当に効果のある方法であらう、かように考えておるわけでございます。

○増本委員 その辺の搬出命令を含めた強い行政指導を、これは私からも強くお願いしておきます。まだあるのですよ。アルミニウムもたいへん上がっているのです。たとえば川崎の東洋埠頭の倉庫には、半年ぐらい三千トンもアルミニウムのゴットが積みっぱなしなんです。大体アルミニウムというのは、いまコンテナで運ばれてくるのが普通なのに、これだけばらばらなんですね。これも契約上のいろいろな問題があるのかもしれない。しかし、これも保税上屋なんですね。こういうのがそのままにされておるということにも、もっと目を光らせておく必要があると思うのです。

それから、アルミのコイル、板状で巻いたやつですね。これも本牧の三井倉庫に一個二トンのやつが五十トンぐらいやほり眠ったままです。それから、アフリカ産の銅ですね。これは横浜港にいらっしやればすぐわかりますが、大体はしに積みっぱなしのままです。銅のコイルです。いま電線業者の皆さんは、電線がないといつてあつぱあつぱしているのです。それが、そこへ置きっぱなしになっている。あれは保税地域です。あの岸壁のところに、はしに積まれたままです。私が十二月の末の段階で確認したら、実は三月月ぐらい前からもうそのままだしに置きっぱなしだということです。それで、それじゃ年が明けて荷が揚がったのかと思って、また最近確認したら、まだそのままになっているのです。

これはやはり大手の商社です。三井物産だったと思います。

これはばらばらもので、それからもうクレームのついているものもあるかもしれません。いま市況から見て安いものとか、そういうものほどそういうことで引き取り手がなかったり、いろいろ契約関係でもクレームがつく性質のものだと思うのです。しかし、その七割の一方で、こういうような値が上がついていく原材料、資材がやはり同じように陸揚げもされない、そして高値を待っているような状況、これが港の保税地域や保税上屋を使つてやられておるという実態をもっとと厳密に点検をし、ほんとうに強力な指導をすることが必要だというように私は思うのです。

いま私のほうでこまかく指摘したような点については、ぜひ一度検査をし、荷主も呼び出して、強力に指導も徹底する。ましてや、保税上屋を使つて入れなんかやつているというふうな、そういう不届きしごくなこととはやめさせる。ちゃんと品物を持つていって、それこそ正規の流通機構にのせてちゃんと品物を放出させるというふうな手だてを、もし大蔵省だけでそれがとれなければ、通産省当局なども、それこそお互いに官庁同士相談をし合つて、きちつとした手だてをとるということが、いまの関税の問題とからめても、物価問題に直接皆さんが貢献なさる道ではないかというように思います。いかがですか。

○大蔵政府委員 御指摘のような点を踏まえまして、私どももいたしましては最善の努力をいたしたいと思ひます。

なお、産業所管省とも緊密に連絡をとりながら、現在の物価問題に対してできるだけ役に立つよう、税関としても努力をしてみたいと思ひます。

○増本委員 通産省、お見えですね。実は特恵関税などの関係で、いま輸入品で中小業者の皆さんと競合している問題、これがいつも言われていて、国内の地場産業や中小企業を擁護していかなければならぬということは、通商政策上しつちゅう

皆さんもおつしやつていた点だと思ふのです。ところが、それにもかかわらず、いま一番極端にこのしわ寄せを受けているのが繊維業者ではないでしょうか。

たとえば、愛知県の尾北の織物工業協同組合では織機をとめちやつて、そして自主休業をやつて、何とか市況の安定をはかつていこうというふうな、言つてみれば、みずからの骨身を削つて何とか先行きの見通しを確立しようという、ほんとうに泣けるような実態であります。なぜこういう実態がいま繊維業者の中に生まれているとお考えになつていらつしやるのか、まず、その原因からひとつ伺いたいと思ひます。

たようなことで、どうしてもやはり過当競争をしやすい。いろいろ設備制限等もやっておりますけれども、それにしてもやはり供給圧力が強い、そういう国内情勢が一つ、それから御承知のように、国内の資金が相当大幅に上がつております。それから発展途上国のほうがやはり工業化の第一の手段として繊維工業をやるといふ方向をとつたものでございまして、ここ数年、特に発展途上国の繊維産業の力が強まつてきておる。資金等につきましてもは発展途上国のほうが非常に安いといつたようなことから、同じ品質の品物をつくつておつては、なかなか輸入品と競争しがたいということかと思ひます。

○田口説明員 御説明を申し上げます。御指摘のように、特に昨年の繊維製品の輸入が、相当大幅に顕著にふえたわけでございます。数字を申し上げますと、繊維製品といたしまして昨年約十六億七千九百万ドルの輸入が行なわれております。一昨年に比べますと三倍、三・一、二倍とございまして、昨年はたいへんな急増を示したわけでございます。これは昨年前半の繊維の市況が相当好況であつたというふうなことから、昨年前半に非常に多額の輸入契約が行なわれ、特に下半期に入りまして非常に輸入品が入つてきた。

一方、国内の景況が、金融引き締め等に伴ひまして、夏をピークに、秋になりますと国内需要のほうもいわゆる増勢が鈍化してきています。特に年末になりますと、金融引き締めの影響が非常に及んできたということで、ちやうど輸入が増加した時点で国内の景況もいわゆる下降に転じたということから、現象的に、たとえば機屋さん等におきましても、工賃が下がるとか受注が減るとかというところで窮状にございまして、先生御指摘のとおりでございまして。

その原因につきましては、いろいろ見方があるかと思ひますが、基本的には、やはり非常に中小、零細企業が多ございまして、繊維製品全体で約十四万六千の企業がございまして、中小企業が九六・六、二十人以下の零細企業が約八割といつ

今後の方向につきましては、別途特定繊維工業構造改善臨時措置法を改正する法律案を今国会にお出ししてございましてけれども、やはり高付加価値化をはかる、商品開発をはかるということ、品質のいい、非常に着やすい、付加価値の高い品物に転換していくということのために、財政あるいは財政投融資金を使うということを考えております。

それから、短期的には、昨年末から非常に景況が悪いという産地がございまして、私どもも中小企業庁と相談いたしまして、中小関係の金融三機関でございまして、ここにお願ひして、どこその産地のどこの業種については少なくともこれ以上の金融をしてやつてほしいというあつせん要望をいたしまして、一部の産地にはかなり回つておる面もあると思ひます。

それから、この二月、三月と、特に四月、五月が悪いのではないかといたつたような声も強うございまして、年度末の中小企業金融の追加につきまして、現在、関係御当局と折衝中であるという段階でございまして。

○増本委員 去年の一時、繊維の好況の時期に輸入がふえて、三倍以上の輸入量になつていて、この時期に通産省として、国内のこういう中小企業が非常に多い、零細企業が多い繊維業界を守つ

ていくような手だてというのが通商政策の上でもとられてしかるべきではなかったかと思うのですよ。このところのところが抜けて、そして暴落を呼び起こしている非常に大きな原因になっていませんか。その点はいかがですか。

○田口説明員 御高承のとおり、繊維製品の輸入につきましてはすでに自由化してございますし、国内の一部中小企業で、輸入規制をすべきではないかという声から起きてくることも確かに事実でございます。

しかしながら、私ども実は国全体を考えたときに、わが国が繊維製品の輸入規制をやりましたときには、特に発展途上国等におきまして、逆に日本に對して食糧なりエネルギーなり資源なりというものの輸出についてどういう態度をとるか等々の問題を考えますと、なかなかやはり輸入規制ということには踏み切れないというふうには考えておるわけでございます。しかし、具体的品目に応じまして、やはり非常に国内中小企業と競合性の高いといったような品目につきましては、たとえば特恵関税を与えないといったようないわゆる例外品目にするといったような扱いもやっているとところでございます。

それから、特に昨年末からことしに入りまして、輸入規制とは別に、わが国商社の輸入のしかたが、三倍とか、物によっては四倍とか、非常に多額の輸入を一挙にする、それから入ってきた品物も実は必ずしも品質が十分よくないといわれるような品物もあるわけがあります。こういったことから、もつと秩序ある輸入行動と申しますか、こういったものを輸入商社がとるべきではないかということとで各省とも指導してまいりましたし、それから具体的に、たとえば綿織物の関係でございますけれども、日本綿スフ織物工業連合会、いわゆる通称綿工連というのがございしますが、綿工連が輸入商社とよく話し合いをしたいということとで、各省といたしましてはあつせんいたしまして、いわゆる国内中小企業と正面から競合するものについては極力輸入しないようにするといったよう

なところか、今後は国内需給とあるいは輸入契約といったものの情報交換をよくやっていくということと、もつと秩序ある輸入をするという方向で行政指導しておるわけでありまして、すでに一月に第一回目の会合を持っております。

○増本委員 景気が悪くなつてから、実は綿工連と商社との会議が開かれるわけですよ。だから、そういうところも一つは後手だということがあるのと、それからもう一つは、確かに発展途上国の品物が非常に多い、これを輸入規制ということはおちうちよする、それは気持ちにはわかるのです。これは何か機械的に一律にそういうことをやる、これははやつたときの相手国に対する影響ということも十分配慮しなければならぬ。しかし、こういう糸へん景気なんというのは一時的なものでしょう。そのときに、日本が景気がいいからということとで日本目ざしてどつと出すと、それがほんとうに発展途上国の繊維産業を守ることになるのかということですよ。もつとやはり長期の見方も必要だと思ふのです。

韓国にしまして、それからほかの東南アジアの国にしまして、あの時期を目ざして、結局、日本の商社が機械を運に輸出し、その量もふえたり、それから生産量もふえる。それで、今度日本が景気が悪くなった、輸入先どうするんだ、向こうではやはり操業短縮だというふうなことも考えなくてはならないというふうな事態だつてあるでしょう。ですから、あなたのいらっしゃる秩序ある輸入、適正な輸入、こういうものをきちんとしていくということ。これはやはり日本の産業を守ると同時に、向こうのそういう産業を守っていく、この両方をリンクしてちゃんとやっていかなければならない。それがほんとうの友好的な通商関係なのだと私は思うのですよ。そのところが全然抜けている限り、この問題というのはいつまでたつてもイタチごっこになつて、解決できないと思うのですがね。その辺で、もう一つはつきりした答弁を伺いたいと思ひます。

○田口説明員 御指摘のように、特にわが国繊維

産業の場合には、やはり好況、不況の波が非常に変動が激しい。一つの原因としては、やはり原綿、原毛等の原料が国際的にいわゆる価格の変動が激しいということもあるかと思ひます。国内では先ほど申しましたように、特に中小企業はやはりいま非常に過剰供給ぎみの状態が続いている、これも御指摘のとおりです。実は昨年の輸入の契約動向が具体的にみると早目にわかればよろしかったのではないかと思いますけれども、当時は輸入契約の数字を必ずしも十分に把握しておらなかったという事態もあったと思ひます。

それで、先ほど申しましたように、ことしに入りましたからは、輸入商社からも輸入契約についての情報を出させるといふようなことで、やはり輸入契約が非常に一挙にふえるというふうな事態が今後起きますときには、早目に、これは行き過ぎではないか、もつといわゆる安定したような輸入をふやすにしても漸次ふやしていくというふうな指導を今後はいしたいと思ひます。

○増本委員 そこで、あなたのほうでは、先ほど機械を織る人たちの工賃が下がつてきているというお話ですが、困っている問題は、一つはこれが下がっているという問題、それから糸が高いという問題がありますね。一番大きな原因は糸の値段だと思ふのです。

またたとえば綿でいきますと、輸入価格というのは一コリ四百ポンドを基準にしまして一体幾らなのですか。棉花ですと幾らになりますか。

○田口説明員 恐縮でございますが、実は私は繊維製品で、織物以降のほうを所管しておりますので、原綿とか糸については詳しくございせん。

○増本委員 それはあとわかりやすい資料でひとつ出して下さい。その資料の内容は、棉花のCIF価格、そして、それが今度糸になるのですね。その製造コストが幾らなのか、製造原価ですね。そして、それが今度織物屋さんへ渡るときには一体幾らになっているのか。

いま国内産のほうが入るものよりも高いですね。たとえば綿糸の二十番ものですつと価格を

追つてみましたら、これは国産と、あとパキスタン産があるのです。それで、四十八年一月は、銘柄は双幅というのですが、二十番もので六万四千五百円であつたのが、三月に十万三千五百円、このときにパキスタンものは九万三千五百円、そして七月に国産ものは十二万八千円になり、ところがパキスタンものは九万八千円、八月に若干落ちて十一万二千円に国産ものがなつたときに、パキスタンものは九万五千円。現在どうかというと、四十九年二月で国産ものが十三万五千円、パキスタンものが十二万五千円なんです。

特に、糸やあるいは綿を買つてきて糸屋に紡がせ、そしてそれを織り屋のほうに渡していく、その過程では、いま大手の商社が非常に繊維業界に食い込んできていますね。これは皆さん御承知だろうと思ふのです。そうすると、このところで糸の値段を適正な値段に押さえていくという手だてをきちんととっていく。そのために、商社に不当なもうけがあつたらそれも削らせて、糸の値段の安定をはかつていくことを強力に進めていくということがやはり必要ではないかと思ふのです。この辺の手だてについてはどうお考えなのですか。いかがですか。

○田口説明員 まず、先ほど申しましたように、私は繊維、織布以降を担当しておりますので、原綿、糸等についてはあまり詳しくは存じませんが、若干あるいは話すことはあるかと思ひますけれども、まず、棉花のCIF価格とか、あるいは綿糸の価格、あるいは織物の工賃、たとえば綿織物の工賃といったようなデータはお渡しできると思ひます。しかしながら、コストにつきましては、私ども実は正確なことを把握しておりませんので、これはむしろかきかと思ひます。

それから、糸の値段でございますけれども、先生御指摘のとおり、昨年は春三月をピークに綿糸の価格が非常に上がりまして、それからいろいろ冷やす手段、措置を講じまして、若干緩和してきて

て、石油が足らなくなると合成系が足らなくなるのじやないか、合成系が上がる、そういうことです、綿糸も引きずられて上がるということで、昨年の十二月には相当暴騰いたしました。たしか四十番手の綿糸が、ポンド四百九十八円という高値を呼んだと思います。

こういったことでは、中小の機屋がいわゆる原料高の製品安ということになりまして、とてもこれでは経営もなかなかやっつけられないということ、こゝしに限りましてから極力綿糸の価格抑制につとめまして、最近では大体三百六十円程度まで下がってきた、相当大幅に下がってきたということで、何とか糸価の安定に若干でも効果があるように、こゝしに入りましてからは心がけておるつもりでございます。

○増本委員 それでは、出せる資料はひとつ出してください。

そこで、政務次官に伺いたいのですが、関税政策とかかわり合いていっても、発展途上国の産品とわが国の中小企業との間に競争を起す、そしてそれが非常に深刻な問題になる、そのつど特恵関税、最特恵関税の問題とかかわり合いて当委員会でも議論がなされてくるのですが、関税政策としては特惠品目をふやしたい、それに対してはいろいろ手だてがとられるけれども、依然として総合的な政策として、中小企業あるいは地場産業をほんとうにきちんと守っていくという手だてになると、いまのお話にもあるように、非常に後手後手になって、通商政策自体としてもかみ合っていない、こゝろの改善が、やはり中小企業をほんとうに守っていくという意味では非常に大事な問題だと思いますが、ひとつ政務次官の所見を伺いたい。

○中川政府委員 確かに二律背反する非常にむずかしい問題でございます。両方とも大切であつて、開発途上国に対する特惠関税もわが国として前向きに進めていかなければなりません、同時に、そのことがまた中小企業に圧迫になつては、これは国内問題としてたいへんであります。であります

すから、両面が成り立つようという接点を求めるつこの問題を解決していかなければならない。われわれとしても、中小企業が特惠関税によって圧迫を受けるということのないように十分配慮し、慎重に進めていかなければならない重大な問題だと考えておりまして、今後ともそういった点については、きめこまかく処置してまいりたいと考えております。

○増本委員 特に、特惠関税といっても、国と品目さえきまっていれば、特惠関税になつてしまふわけですよ。しかし、いま東南アジアにしても、南朝鮮にしても、そういうところに商社や大企業が出かけていって、そしてそこで企業を起し、そこでつくつたものが日本に入つてくる限りは、やはり特惠関税ということになつてしまふわけですね。繊維なんというのは、そういう傾向が非常に強い。そういう実態もひとつ十分に調査をして、先ほど向こうの国の産業も大事だ、中小企業も大事だ、この接点をいとお話がありましたけれども、なかでも日本の中小企業、地場産業をきつと守っていくことは、なお今日のこういう事態のもとでは非常に大事な問題だと思つたのです。そのところをひとつ力点を置いてやっていただきたい。

最後にあと一問だけ。今度の法案で、関税率の引き下げの中に、燃料用揮発油、液化石油ガスそれからパルプ、こういう工業用原料製品といひますか、これの引き下げがあるわけです。燃料用の揮発油は、基本税率キロリットル当たり二千五百十円、それが千七百五十円になる、半分になるわけですね。それから液化石油ガスもパルプも、パルプについてはこれはフリーになる。こういうことが直接卸売の物価そのものを引き下げていくということに、いつの関税率の引き下げでもならないわけですね。皆さんも追跡調査をやられたけれども、一律関税率の引き下げのときには、それがなかなかならない。下がったのはタコだけだつたというお話も、昨年でしたかあつたわけですよ。そういうことを考えると、この関税率を引き下

げたけれども、しかし、それを扱う商社や大企業が得をするだけで、その分は利益やになつてもうかつて、しかもさらに一そう価格が上がつていくということでは本来の趣旨に反するわけですね。これは皆さんも物価対策の一つの目玉とされていらつしやるわけで、こゝろのこの物価対策と関連の手だてをどのようにお考えになつておとりになつていくか、その点については他省との関係でどういふようになさうとしていられるか、この辺についてはいかがなんでしょう。

○大蔵政府委員 午前中もちよつとお話をいたしましたように、現在の変動する社会経済の中におきまして、関税率をそれ自体に大きな変動を加えるべきではないということを経営的には考へて、今年度の関税率法の改正をお願いしておるわけでございますが、しかしながら、それでは何もやらなくてもいいかと申しますと、御承知のような物価問題その他が非常に国内の最重要問題になつていられるわけでございます。したがしまして、私も国内産業に對しましてあまり大きく影響しない種類のもの、かつその品物が国民生活にとりまして相当重要な地位を占めていられるものの関税率はできるだけ引き下げたい、かような観点で各省と品目を調整をいたしたわけでございますが、御指摘のように、確かに私も、この関税率を引き下げたからといって値段がその分だけ引き下がるというのを、直ちにこれが実現をし得るという自信はございません。

しかしながら、関税率が下がりますと、それだけ輸入が魅力あるものになりまして、輸入が増加することは少なくとも期待できるわけでございまして、安い品物が外国から入つてまいりますと、国内の同じものをつくつております人たちに對しまして、それと競争をする必要上、やはり物価を引き下げる方向に少なくとも関税の面からは動くというところは否定できない事実ではないかと思ひます。

したがしまして、私も今年度の品目を選ぶにつきましては、国内産業に影響を与えないという

範囲にまず重点を置きまして、なおかつ国民生活上必要に非常に密接に関連のある物資ということから、関係官庁と連絡をいたしまして品目の選定をお願いいたしておるわけでございます。

○増本委員 特にこういう工業用の石油関係あるいはパルプのような資料、こういうものの関税率の引き下げが直接物価問題に影響を及ぼすことがなく、むしろ逆に、特に揮発油とか液化プロパンガスなどの分がいれば大企業の利益やかせぎだけになるという、こゝろが非常に大きな問題になるし、またそのこと自身が、石油関係でいへば、国際石油資本を利用するだけの話にもなりかねない。この辺のところの手だてがきつと、とられない限り、関税政策で下げたからこれが物価政策の目玉になるといふことはとうてい言えないというように私は思つております。その点について、政府はさらに厳密な詰めと手だてをとっていただきたい。このことを強く要求いたしまして、私の質問を終わります。

○安倍委員長 佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 きよう予算委員会の方では、石油関係の業界の各社の社長が来て、まさにつけられた。あるいは業界自身がつけられた石油危機であつたことについて一つ一つ暴露されているわけでありまして、この石油の輸入の問題というの、大蔵省関税局と無関係ではないわけでありまして。

私がまずお伺いをしたいのは、つけられた石油危機だつたわけでありまして、しかし、これは関税をかけたわけが石油特会に入つていくという国のきつめて重要な物資であるわけでありまして、関税局の方で、あるいは具体的なには税関の方で、どれくらい入つてきたのか。いわゆる中東戦争が起つた十月の半ばから一応政治的な解決が終つた一月くらいまでの間、一体関税局あるいは税関としては、石油の輸入量というものを具体的にどういふような形でつかんでいたのであつたか、これが私は非常に疑問に思つたわけでありまして。

つくられた石油危機だということがわかったのが、新聞に出たのが一月二十二日、発表になったのは二十一日でありますけれども、十二月の輸入実績をつかむにしてもずいぶん時間がかかったのじゃないか。十月の半ばあたりからの石油危機、あるいは中東戦争にからんで石油供給削減という事態が起こってからは、皆さん方のほうではこの数量について何らかの新しい把握をしたのか、あるいは通産省にその量のことについて報告なり何なりをしていただけたのか、そのあたりからまずお伺いをしたいと思います。

○大蔵政府委員 御承知のように、私どもは日本の国に入ってくるもの、あるいは出ていくものを通関統計によって毎月ごとに把握をしておるわけでございまして、中でも主要なる物資に関しましては、品目別に一体どのくらいの数量がわが国に入ってきて、しかもその価格が幾らであったかというのを毎月把握し、発表をしております。

したがって、石油に関しましては、毎月わが国に幾らのものがどのくらいの量入ってくるかというところはつかんでいたわけでございまして、私ども通関統計の数字に關しましては正確なものであった、かような自信を持っておるわけでございまして。通関統計は毎月十四日、年度末等には一日、二日おくれることもございますけれども、毎月十四日に発表をいたしておるわけでござい

○佐藤（観）委員 これはまた結論的にあとからお伺いをしますが、あれだけ毎日毎日、石油で騒いだときに、ほんとうに日本の将来はまっ暗になるんじゃないかと思われるくらい、石油の輸入量についてはいま問題だったわけですね。そのときに、いま御答弁にありましたように、結局月末から二週間かかるということだと思ふのです。そういうことになる、たとえば十二月のものは一月の十四日に統計ができるということなんでありまして、私はこの前、福田大蔵大臣にも申したのでありますけれども、これだけの経

済危機というのは、再びあつちやいかぬわけでありまして、逆にいへば、これだけの経済危機においては、いろいろ出てきた問題というのを一つ一つ解決していく必要があるだろう、こう思ふのです。その意味では、何といつても石油というのは産業の中心でありますから、もう少し早いこと、実はこれだけ入っているんだ、たとえば十一月の上旬にはこれだけ入っているんだ、中旬にはこれだけ入っているんだというのを、一リットルまでこまかいものでなくても、大体正常に入っているんだということを国民の前に示せたならば、あれだけ混乱は起こらなかったのじゃないかという気もするわけです。

ただ、これを発表すること自体が、ああいうかなりファナティックになっているときでありましたから、よしやあしや、これはまたひとつ観点があると思うのですが、私もいろいろとお伺いをしたいのですが、八千品目ぐらゐ扱っている税関でありまして、なかなかこれは技術的にむずかしいことがあろうかと思ひますが、石油に限つて、もう少し早く全国統計ができるような何らかのシステムというものは考へていかなきゃいかぬじゃないか。それを表に発表するしかないか、これはそのおきのいろいろな事情があると思ひます。新聞その他がかなり大げさに書いたのも事実だと私は思ふので、その辺のところはあれでありますけれども、とにかく技術的に、たとえば、上、中、下旬ぐらゐで、もう少し早いこと輸入量というものがわかるようなシステムというものは、今度のことを機会にしてつくつていく必要があるんじゃないか。そのあと発表するかは、これはまた別の観点になると思ふのですが、いかがでござい

○大蔵政府委員 年末におきます石油危機の際に、私どもも先生と全く同じ感じを持ちまして、十二月に入りまして各税関に命じまして、実はこの通関統計は、各税関から輸出、輸入申告の原資料を本省に取り寄せまして、それを電算機に入れた計算をいたしておるわけでございまして、特に

石油だけに關しましては、旬ごとに、どのくらい日本に石油が入ったかという正確な数量を把握いたしますために、その税関から本省に早く取り寄せまして、その集計をいたしまして、十二月に日本に一体幾ら石油が入るか、あるいはどのくらい入ってきたかということの算出をいたします参考資料に、産業所管省のほうに報告をいたしてまいつておるわけでございまして、今後、私、石油の問題が一応客觀的に見て安定をするというめどがつきますまでは、やはり日本に対して入つてくるものの石油の量を、旬ごとに把握してまいりたいと思ひます。

ただいま先生からお話ございましたけれども、政治的にこれを発表するかどうかということに關しては、若干の問題がある点ばかりと御指摘いただきましたけれども、たとえば一月の例で申しますと、上旬が四百四十万キロリットル、中旬が七百四十八万キロリットル、下旬が一千九十四万キロリットルということ、入ってくる船が最近非常に大型タンカーになっておりますために、たとえば、上旬にわずかに四百四十万キロリットルしか日本に入つてこなかったんだというやうなことで新聞発表いたしますと、この三倍であるところの一千二百万キロリットルしか一月には入つてこないかというやうなミスリードをなさる方もあるかと思ひますので、この点入ってくる船によりましてかなり大幅に、上、中旬に分けますと入ってくる数量が違つてまいりますので、この発表をいたしますということに關しましては、私どももよほど慎重に考へなくてはならない。ただ、参考のために産業所管省には、これを早急に連絡をするということはやつておる次第でござい

と思ふんですが、それにしても、いまのシステムですと、大体、上旬のことにしても二週間おくれ、大体このくらいしかいまのやり方ではできないわけですね。

ですから、その辺が、今度のこれをいい教訓にして、はたして二週間おくれぐらゐでいいんだらうか。またそれぐらゐのもので、あまり早くしても、いま言ったやうな数字から考へてみて、あまり意味がないということかもしれないが、そのあたりはどういうふうにか考へていらつしやいますか。

○大蔵政府委員 石油の旬ごとの計算ができ上がりますのは、大体一週間たちますと、その旬の前の旬の数字がわかるやうに早めておりますけれども、御承知のように、何ぶんにも現在日本の輸入の案件が年間百五十万件をこえるやうな非常に膨大な量になってきておりまして、電算機で集計をいたすわけでございまして、原資料は各税関から本省が取り寄せるわけであります。それを正確に集計をいたしますためには、毎月、前の月の分の通関統計を翌月の十四日に発表するというのが、私どもといたしましては、精一ぱい早く発表するといふ現在の方式だと考へております。

○佐藤（観）委員 わかりました。あれだけ、ほんとうに日本の将来はまっ暗になるんじゃないかと思はれる中で、片方ではタンカーで積んできたけれども、タンクが一ぱいで、タンク繰りができなくて、ほかの港へ行つてくれななというのが幾らでもあつたやうにいろいろ聞こえてくるわけですね。そういうことになつてくると、何か国民は、何だということが先に立つてしまつて、しかも、また石油を武器に使つて今後アラブ諸国がやつてくるということについて、私は、必ずしももう再びないといふことは言えないんじゃないかと思ふ。この前の回教団会議でも、大きな柱は石油を武器に使つての新しい経済秩序というところのようでありまして、また再びこういうやうなことが起こることがあり得るんじゃないか。その意味では、局長もちよつと先ほど言われたが、やはりその辺

の体制というのを、今度のこの事態を機会にして十分つくっていく必要があるんじゃないか、こう思った次第であります。

その次に、豚肉の不正輸入の問題。いわゆる差額関税、スライド関税を使つての豚肉の不正輸入の問題があつたわけでありまして。これは告発が済んでいて思ふのでありますけれども、私もこの前、七月ですか、大蔵委員会で質問したのであります。これは一応告発が済んで、これから裁判になるわけでありまして、この差額関税というのは、悪用しようと思えば幾らでも悪用できる点がかなりあるんじゃないか。これからの、この差額関税はふえていくというように聞いているわけなんです。ありますけれども、今度のこの豚肉不正の事件を顧みて、いまの差額関税というのはこのまのやり方でいいのだろうか、この辺はどういうふうにお考えになつていらっしゃるんですか。

○大蔵政府委員 御承知のように、現在スライド関税を含めまして差額関税を採用しております。品目は、合計十品目あるわけでございまして。確かに差額関税と申しますと、御指摘のように高い価格で仕入れたということにすれば、それだけ関税を支払う金額が少なくて済むという面におきまして、税金を脱税する誘惑にかられやすいというような声がある。この豚肉関税を摘発いたしましたときにも、商社の側からも出たわけでございまして。

一方、この差額関税と申しますものの特長と申しますのは、やはり一方において、海外の価格が安いときには国内の生産者を保護いたしますし、また海外の価格が高いときには関税をまけて消費者を保護するという面で、理論的には非常にうまい仕組み、システムではないかと思ひます。

しかしながら、もちろん関税というようなものではできるだけ単純なシステムであるほうが行政の上から申しましていいという面もあるわけございまして、この差額関税というものの適否に關しましては、私も十分に慎重に検討して今後対処してまいりたいと思ひますが、少なくとも差額関税というものができ上がった以上は、法

律に基づいて正しくこれを守つてもらふというところで、商社の側から差額関税制度はおかしいではないかということをお申される筋合いはない、かように考へておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 それでは、私も七月のときに、もう少し現地の額がわかるように、たとえば係官をもう少し派遣する必要もあるだろうし、というようなくとも事実上申し上げたのであります。とにかく豚肉の不正輸入については、一応告発という段階になつた時点で、その辺のところはもう少し何か手を打つ必要があるんじゃないか。この差額関税というものを生かしていくには、この事件を顧みてもう少し何らかの手があるんじゃないかというふうにお考えのわけなんです。その点はいかがでございますか。

○大蔵政府委員 確かに今回豚肉の脱税をやりましたのは、先般も御説明いたしましたように、いわゆるシッパーと共謀をいたしました。実際の価格ではない不正の価格をインボイスに書きまして、それで日本に送つてきた。税関ではそのインボイスが正しいものという前提のもとでとく見がちなものでございまして、そのインボイスが不正であるかどうかということとを判定いたしますのは、海外の価格が大体現状どの程度の水準にあるかということとを、税関のほうで知つておく必要があるわけでございます。

したがしまして、私も税関といたしましては、海外の大体の現状の値段というものをおまな品目に關しましては知る必要があるということとで、いわゆる税関の検査をする人間の横にビジュアルカードと申しますものを置いておきまして、現在の海外の市況のおよそ大体の値段というものが検査をする人間にわかるようなシステムにいたしました。インボイスをチェックする、かような手段も講じておりますが、いかんせん、相手方のあることとございまして、その後の事後調査その他におきまして、できるだけもし誤つたものがあれば、これが摘発できるように今後とも努力をしてまいりたいと、かように考へておるわけでございまして。

○佐藤(観)委員 私はこの次、これにからんでスライド関税の銅についてもお伺いをしたいのですが、とりあえずこの豚肉の不正輸入事件について、法人名九つありますね、法人とその通脱額と、それからその通脱額に至るまでの脱税の回数、それをちよつと一応あげて下さい。

○大蔵政府委員 豚肉事件に關しまして私も告発をいたしました会社の名前は、金額が大きいほうから申し上げますと、伊藤万、トーマン、兼松江商、日本ハイネブラザース、ゼンチク、東京丸一、丸紅、日畜、野崎産業、この九つでございます。

金額は、一番大きい伊藤万の場合、通脱税額が五千七百五十一万一千円でございます。告発されましたものの中で一番少額であつた野崎産業が一千万円でございます。

回数につきましては、ここに手持ち資料を持っておりますが、回数が多いものに関しましては十数回、回数の少ないものに関しましては二、三回というふうなものがあるわけでございまして。

○佐藤(観)委員 うそだよ。あなた、そんな数字じゃないぜ。これは新聞の記事ですから、私は確認をしたためにあらためてお伺ひしたのであります。脱税の額については、一番多いのは五千七百五十一万円。伊藤万は脱税回数が、新聞の記事によれば百二十六回ということになっているのです。その次のトーマンは六十五回、兼松江商が三十五回、ゼンチクが十九回、丸紅が三十四回、日畜が二十五回、野崎産業は十六回——いま局長が言われた数字が正しいとすれば、脱税という行為のほうから、回数のとり方が違ふのかもしれないけれども、そこで私は確認をしたのであります。新聞記事によれば、とにかく伊藤万が百二十六回、この豚肉について、したというのです。それで額が五千七百五十一万円だということ。百二十六回ということとは、輸入するたびにやつたということですね。そこで、ちよつとこの差額関税というのは具体的に考え直さなければいかぬんじゃないかということなんです。もし

その数字が違つたら、ちよつと訂正してください。○大蔵政府委員 回数につきましては、私、現在手元に資料を持合わせておりませんので、後刻調べまして——先生御指摘の回数は、おそらく新聞記事でございまして、私も私も新聞に回数発表した記憶はないものでございまして、調べまして御説明したいと思ひます。

○佐藤(観)委員 それと関連をして、その直後にやはりスライド関税を利用してまた銅の不正があつたわけですね。これは二つの大きな問題があると思ふのです。

一つは、今度はこれをやつた会社がたいへん多いということですね。これは、告発になつたのは日商岩井とジェー・イー・オーレル・エイジェンシーズ、輸入代理店ですね。これもまた新聞記事によつていろいろと違ふのであります。告発されたのはとにかく商社として日商岩井と輸入代理店の一社、そして残りは十四法人ともいふし、あるいは数える全部で三十三社ですか、脱税行為があつたというのでありますけれども、その告発された商社については発表されておりますのでわかるのですが、いわゆる一千万円以下の脱税額については、これは追徴金ということにしてその合計が一億八千四百七十五万円、これはあくまで罰金に相当する追徴金という形になっているようなんです。ありますけれども、まず、名前をあげるのはいけないというならば、告発以外は一体何社あつたのですか。

○大蔵政府委員 銅の事件に關しましては、ことしの一月十六日に日商岩井その他一法人及び二行為者を通脱の嫌疑によりまして告発をいたしました。この一月二十八日に起訴されております。その他、輸入商社等の脱税が三十三社ございまして、その合計の通脱税額が三千九百九十八万円ということになっております。これはことしの一月十六日に通告処分を付しまして、すべて履行をされておるわけでございまして。

○佐藤(観)委員 その三千九百九十八万円というのは、三十三社の通脱額の合計ということですか。

○大蔵政府委員 御指摘のとおりでございます。

○佐藤(観)委員 その辺もちょっと額が新聞等とはかなり違つておりますけれども、一つの問題は、三十社というきわめて数が多いということですね。銅の輸入を担当したところはおそらくほとんどじゃないかと思われたい、しかもいま問題になっている丸紅とか伊藤忠とか兼松江商、安宅産業、こういった大手の商社がこれに入っているということ、これが一つ問題だと思つておられる。さきわめて範囲が広いということですね。これは豚肉の不正輸入なんかよりもたいへん数が多い。脱税額は若干私の調べたのと違つておりますけれども、とにかく数が多いということ。

もう一つは、金額とからんでくるのでありますけれども、告発になつたのは日商岩井と輸入代理店一社ということ、残りは脱税額が一千万円以下だということ、罰金のような形になつておられる。思ふのですが、これはどういふふうになつておられるのか。そしてこの罰金というものは、いわゆる所得税なんかですと、重加算税とかあるいは過少申告の10%の罰金がつくわけですね。これにはどういふものはないのですか。

○大蔵政府委員 ただいまの通脱税額は三千九百九十八万円でございます。十四法人に對しまして罰金相当額合計八千九百五十万円を、さらに行為者三十九名に對しまして罰金相当額合計九千五百二十五万円を、関係税関長がそれぞれ通告処分をいたしたわけでございます。

○佐藤(観)委員 わかりました。そのくらいの額になれば話が合うのだけれども、どうも通脱税と罰金相当額の数字があまりにもか離れていたものだからちょっと疑問に思つたのです。

そういうことで、いま最初にあげた豚肉の不正の問題、これも差額関税、それから銅の場合も、これは正確にはスライド関税ということになるものでありますけれども、政策的にはよかれと思つた制度が、実際にはこういうふうになつて広範囲にわたつて、扱業者がほとんど脱税をするというふうなことに使われているということになる

と、これは何らかの手を考えなければいかぬのではない。

それで、私は、また冒頭の質問に戻つていくわけでありまして、おそろくタマネギとかトウモロコシとか他の差額関税をやつておられるものについても、調べられたと思つておりますけれども、こういったものについては何もなかつたのでしょうか。

○大蔵政府委員 豚肉の問題あるいは銅の問題がございましたので、私もその他の差額関税制度が適用されておられるところのその他のケースに關しましても相当重点的にこれを調査をいたしましたが、これらの問題に關しましては、逆脱税はございませんでした。

○佐藤(観)委員 そうしますと、また冒頭の質問に戻りますが、制度的にはインボイスをもう少しよく調べるといふやり方でこういった脱税行為をなくするようになつておられるのか、この差額関税なりスライド関税なりといふものを續けていく、こういうふうになつておられるのでしょうか。

○大蔵政府委員 差額関税なりスライド関税なりの場合に、タマネギの場合であるとか、豚肉の場合であるとか、銅の場合であるとか、それぞれ少しづつその制度の仕組みが違つておられるわけでございます。しかしながら、私どももいたしましては、そのスライド関税、差額関税制度それ自身が持ちますところの機能は、先ほど申し上げましたように、メリットもあるわけでございますが、関税制度それ自体といたしましては、できるだけ単純明快な制度のほうがよろしいという基本的な問題もございまして、これらの問題も含めまして、スライド関税に關しましては一回見直しをみたい、かように考へておられるわけでございます。

○佐藤(観)委員 次の問題に移ります。それは、先ほどわが党の塚田委員からもちよつと触れてたのですが、時間がなないので私もそう深く入らうとは思わないのであります。いわゆる糖価安定事業団がやつておられる糖価安定の問題であります。

粗糖の値段がだいぶ上がつてきて、ほとんど糖価安定事業団の資金がなくなつた。したがつて、今度は、関税を軽減する、あるいは免税をするというところで、糖価安定をはかるということでありまして、糖価安定に必要と申しますか、一体幾らぐらいまでこの糖価安定のために税金を、食いつぶすといふ言ひ方はあまりいい表現じゃないのであります。どのぐらいの額まで糖価安定のために弾力条項を續けていくのですか。

○大蔵政府委員 これは現在、御承知のように、糖価安定法によりまして、国内に安定上限価格といふものが毎砂糖年度に定められるわけでございます。今日まで糖価安定事業団に資金がございまして、今段階におきましては、この安定上限価格とそれから平均輸入価格との差額を糖価安定事業団から交付をしておつたわけでございます。

平均輸入価格と申しますのは、これは毎月二回定められるわけでございます。ロンドンに砂糖の市場が立つておられるわけでございますが、いわゆるロンドン相場価格を基準といたしまして、平均輸入価格といふものが定められる仕組みになつております。この平均輸入価格と安定上限価格との差額を糖価安定事業団から交付をする、かようなシステムになつておつたわけでございますが、最近いゝゆる平均輸入価格が徐々に上昇をしております。糖価安定事業団から交付するところの金額が非常に大きくなりまして、糖価安定事業団の資金が枯渇をいたしました。

〔委員長退席、浜田委員長代理着席〕
そういったしますと、今度はこの糖価安定事業団が交付する資金のかわりに、いわゆる安定上限価格と平均輸入価格との差額を限度として、現在定められておりますところの関税から、これを減免をするという制度であるわけでございます。

したがいまして、この輸入者にとりましては、要するに、今日まで交付していったものより以上に関税の減免によつて利益を得るといふ種類のものではございませんし、また砂糖の価格がいかに高

くなりまして、限度はそこできめられておりますので、砂糖の価格を實際よりも高く申請をした場合には低く申請をしましても、ロンドンの相場、はつきりした客観的な相場を基準としておりますので、それを利用してもうけるというふうなことはできない仕組みになつておられるわけであり

○佐藤(観)委員 その仕組みは大体わかるのですが、結局、その安定事業団の安定資金がゼロになつた場合、関税をその平均価格に合うように軽減したり減免したりするわけですね。では、それを永久にやつていくのかといへば、これもまた、ロンドン相場がどうなるかわかりませんが、いま山のてっぺんなのか、まだ中腹におられるのか、これから急にまたあしたから下がるのか、それはわかりませんが、関税といつても永久にやつていくわけじゃないですね。その意味で、では関税でめんどろのか。糖価安定といふことに関税でめんどろを見れる総額といふのは幾らぐらいのことなのかといふことなんです。

○大蔵政府委員 非常にむずかしい御質問でございます。私ども、最近の国際的な国際糖価の現状からいたしまして、明年度におきます予算をいたしましては、関税の面から上期におきます大体三百五十億円の減免をなくしてはならないであらうという前提のもとに、この予算は計上をしております。たしか明年度の砂糖の関税の収入は、私どもは大体六百五十億と見込んでおりますが、今日までの実績は、一千億程度の砂糖収入を昨年まで見込んでおつたわけでございます。明年度の場合、三百五十億円の砂糖の減免といふことを、一応予算上は計上をしておられるわけでございます。今後の国際糖価の推移によりまして、これが若干少なくなつたりあるいはこれをオーバーするといふことはあり得るかと思つております。

○佐藤(観)委員 わかりました。まあ砂糖というのは投機品ですからわかりませんが、しかも、い

いろいろ聞いてみると、日本だけがばか高いものを買わされているという話もありますしわかりませんが、大体目安としては、三百五十億減免という範囲くらいまでこの関税によって糖価安定ということが続ける。万が一これ以上出ていくような場合には、三百五十億というのは、過去の実績から見れば、糖価安定事業団の支出している額から見れば、かなり大きなものだと思うのです。その意味で、制度としては、もしこの三百五十億を上回るような事態になった場合には、これは原糖を値上げせざるを得ないというシステムになるわけですね。

○大蔵政府委員 先ほど御説明いたしましたように、安定上限価格と、それから平均輸入価格の差額を、要するに関税で減免をする。安定上限価格と申しますのは、毎砂糖年度、すなわち十月から始まる年度に、年に一回農林省で定めておるものでございまして、この安定上限価格を値上げいたしますと、平均輸入価格との差額が縮まりまして、すなわち関税を減免する分がそれだけ少なくて済むということになりますから、今後ずっと国際糖価が高目で推移をいたします場合には、この安定上限価格も必然的にこれは引き上げてきめなくてはならない、かようなことにならうかと思ひます。

○佐藤（観）委員 その次、最後にお伺いをしたいのは、私も去年のときにお伺いをしたのでありますけれども、いわゆるタリフエスカレーションの問題なんです。この提案理由の説明を見る限り、その辺の配慮がどういふふうになされたのだろうかということ、どうもあまりぴんとこないわけがあります。

石油危機あるいはその他のいろいろな資源問題というのが大きき問題になっている昨今でありますけれども、片方で、やはりわが国の公害の問題というのとも相変わらずあるわけなんです、何もそう原料ばかり日本に持っていないで、ある程度のもので、たゞ、過去の日本の関税の経緯というのは、原材料については非常に安いけれども、製品につ

いては高い、そういうタリフエスカレーションになつておりましたから、その辺のところを直すというのには、大体毎回、関税定率法の改正のときには絶えず議論になっていたわけでありまして、今度の改正案の大きな柱の中には、この辺のところはどういふふうにならうかと改正がなされたのだろうかということが、どうもあまりはつきり私にはわからぬような気がするのです。その辺は、今度の改正ではどういふふうになつてゐるのですか。

○大蔵政府委員 確かに先生御指摘のように、昨年までは、日本の関税はいわゆるタリフエスカレーション、わが国の関税体系において、原料品に非常に低く、製品に対して非常に高い、いわゆる傾斜構造になつていたことはございまして、——と申しますのは、ガットのタリフスタディ、要するに関税に関するスタディにおきまして、日本は一九七〇年におきまして、原料品の平均関税率が三・四％で、半製品が六・三％に對しまして、製品関税の平均関税率は二・七％ということになつておりました、これは列国の西歐先進諸国の製品に關します平均関税率が大体八％台であつたのに對し、日本は一二％台と、七〇年まで非常に高かつたわけでございます。

したがしまして、わが国といたしまして、これを是正をしなくてはならないということ、年々努力をしてまいりまして、一九七三年度になりまして、わが国の製品に關します平均関税率というものは八・四％ということになりまして、これはほかの先進諸国と比べましても決して見劣りのないところまできてゐるわけでございます。

それから、午前中來御説明いたしておりますように、今年度新国際ラウンドが始まりますので、今年度は、関税率に關しまして基本的な大變革を加えますのは、今後の国際交渉をも控へましてあまり適當年ではない、こういうこともございまして、今年度は大幅な改革は関税率に關しましては手をつけませんで、たゞ国民生活に身近な問題、あるいは国内産業にとつてあまり影響のない生活

必需品を中心としたしまして、できるものだけ関税率を引き下げるということで、いわゆる製品関税率を全体として引き下げてまいりたいというタリフエスカレーションの問題に關しましては、あまり重点を置いておらない次第でございます。

○佐藤（観）委員 そうしますと、全体的な国際的な関税率引き下げ交渉との見合いの中で、まあ日本の歴史的な傾斜構造については一応これで一段階終わったのじゃないか、あとは国際的に全体的にどうやって下げていくか、こういう問題である、こういうふうな理解してよろしうございしますか。

○大蔵政府委員 基本的には先生御指摘のとおりであらうと思ひます。ケネディラウンド以来、一応関税率に關しましては、各国とも相当下げられるものは下げてまいつたという気持ちを持つておりました、新国際ラウンドの長期目標といたしましては、確かに長期的には製品関税率をゼロにすることを目標とするということになつておりますが、さしあつてすぐにゼロにできるはずのものではないと思ひます、今度の新国際ラウンドにおきましては、一応関税のみならず、いわゆるB・T・Nの貿易障壁の問題であるとか、あるいはその他の問題を議題の対象とするということになつておりました、もちろん関税率も対象になりますけれども、タリフエスカレーションの問題に關しましては、一応わが国として一段落ついた、かように御理解いただければけっこうかと思ひます。

○佐藤（観）委員 終わります。

○浜田委員長代理 どうも御苦労さまでした。

竹本係一君。

（浜田委員長代理退席、委員長着席）

○竹本委員 最初に、国民生活関連物資にかかる弾力関税制度というのについて、二、三伺つてみたいと思ひますが、これがいままではどういふふうな運用されてきておりますか、その点伺ひたい。

○大蔵政府委員 関税定率法の第十二条におきまして、豚肉であるとか、たゞいま佐藤先生からの

御指摘の砂糖であるとか、あるいは米、もみ、大麦、小麦等の主要食糧品六品目に關しまして弾力関税の制度があつたわけでございます。

○竹本委員 豚肉とかそれから砂糖、こういうものについて、もう少しいわゆる弾力の運用があつていけるべきでなかつたか、こう思ひますけれども、その点はどうか。

○大蔵政府委員 過去におきまして、この十二条が発動されました、豚肉に關します関税の減免が行なわれましたのは五回ございまして、昭和四十三年の六月三十日から十二月の三十一日まで、さらに昭和四十五年、昭和四十六年、昭和四十七年、昭和四十八年と、それぞれ豚肉に關しましては時期を限りまして関税の減免政令を発動いたしておりました、豚肉の輸入価格の変動に伴ひまして、かなり弾力的にこれを発動してきた、私どもかように考へておるわけでございます。

さらに、砂糖に關しましては、たゞいま御指摘のございましたように、今年の二月十六日から、これは初めての経験でございますけれども、砂糖の減免政令を発動いたしております。

○竹本委員 今回の補充については、構想はどんなものですか。

○大蔵政府委員 関税と申しますのは、本来、国内産業の保護という側面と消費者の利益という二律背反的な二面性を持つておるわけでございます、関税はそこらあたりを調整しなくてはならないという機能があるわけでございます。したがしまして、経済的に考へますと、一方において、関税を引き下げるということは消費者にとりましてプラスの方向に働くことになり、関税を引き上げるということは国内産業においてプラスの方向に働くことになり、この二つがございまして、それから、一方、昨年の委員会においても若干御議論があつたわけでございますが、租税に關しましては、法律で定めなくてはならないということが憲法に掲げられておるわけでございますが、関税に關しましては、かなり弾力的に、今日までも関税定率法の十二条にもお認めをいただいで

おったわけでございます。

これらの問題に關しまして、最近の物価問題に關連をいたしまして、非常にきびしい三つの条件を付しまして、非常に緊急必要なことであり、国民生活に不可欠なものであること、国内産業にあまり影響を及ぼさないこと、それから輸入価格が非常に高騰し、あるいは高騰するおそれがある場合というふうな、そういう三つの条件を付しまして、彈力的に關稅を一時的に引き下げる権限をお認めを願いたいということをお願いしておるわけでございまして、午前中來議論もございまして、けれども、私も具体的に關稅を引き下げる場合に、たとえば国民生活安定法におきまして、標準価格というふうなものが国民生活必需品の中に設定をされますような場合に、關稅を引き下げますれば、それだけ低く標準価格をきめることができる。すなわち、關稅を引き下げることがそのまま消費者の價格に反映をさせ得るという自信が政府としてあるような品物について、一時的に關稅の引き下げを適用することをお願いしたい、かようなことを考えておるわけでございまして。

○竹本委員 これは政務次官と局長と両方に伺いたいのですが、私は關稅制度というものをどうも、それこそ彈力的に運用をして、一つは国内物価の引き下げに積極的役立たせる。それからもう一つは、私はいつも政党性惡論を申し上げて恐縮だけれども、政党というものはお互いにこれはいろいろ事情もありまして、筋を通すということがとかく曲げられる。そういうことで、たとえば、いま日本の産業はいろいろの分野において、なおかつ合理的な再編成をしなければならぬ分野がたくさんあると思うのです。ところが、いまも局長の答弁の中にありましたように、国内産業の擁護とかいうふうなことで、それがみなとまわってしまふ。しかし、私は、やはり日本の産業のほんとうの意味の合理的な再編成なり再出發をやるためには、ある時期に政治の決断で、一つの關稅制度の彈力的運用といったようなものも大きなこととして、日本の經濟の再出發をひとつ願うというふう

な考え方で、この關稅制度を見ておったのですが、ところが、実際には、いまの物価の問題について、あるいは産業のほんとうの意味の能率的な再編成の問題についても、この關稅というものが積極的な意義のある役割りを果たしたとはどうも思われない。事務的に聞けばいろいろ事情があることもよくわかりますけれども、われわれが国内的な面から見て關稅制度の運用に期待するものは、大体以上の二点ではないか。

その点について、過去の努力というものを次官並びに局長ほどの程度に評価しておられるか、あるいはそれで満足しておられるのか、あるいははなはだ不足と思っておられるのか、今後はもつと思いつて、ほんとうの意味でこれが彈力的に運用されるような決意をしておられるのか、單なる事務的レベル以上の立場で、お二人のお考えを承てみたいと思うのです。

○中川政府委員 關稅制度も最近のような國際的に複雑になってきた段階においては、できるならば彈力的に、刻々変わる世界情勢あるいは国内の産業情勢に對処して変えられる彈力案項というものが数多いほど、しかも幅が大きいほど有効な働きをする。これは大藏省、あるいは私自身もそうでありまして、大幅に採用すべきではないか、そうでなければ、ほんとうの意味の国民生活あるいは産業のいま言う再編成に關稅制度が生かされないという感じは強く持っております。

しかしながら、一方では、租稅法定主義という憲法で定められた縛りも強く働いておりまして、これを乱用することに対しても、また非常な痛どめがあることは事実でございます。その接点を考えて、今回この程度の彈力案項をお願いしたわけですが、私は政治家としても、今後とも彈力關稅は許される範囲内において、国民の皆さま、國會の御理解をいただいて、大幅に取り入れていく方向にあるべきものだ、このように考えます。

○大藏政府委員 ただいまの先生のお話、過去における關稅が日本の經濟に及ぼしてきた影響という点に關してでございますが、私も關稅を扱っ

ものの立場から申しますと、關稅を引き下げればそれが輸入の増加につながり、さらには、国内の物価の低下にもつながる。ある意味におきましては、關稅を引き下げると申しますことは、国内産業をある程度犠牲にするわけでありますから、いわゆる物価に對して役立ってくれないければ、せっかく關稅を引き下げた意味というものはあまりないという結果に終わる可能性があるわけでござい

ました。いまして、今日までも、できるだけ物価の引き下げに關稅が役立つように、私もお願いいたしましたけれども、結果をいたしましては、物価というものには關稅だけによつて動くものではございませんで、また關稅をどのぐらいたら下げたらだけ輸入が増加をするかというのを、計数的に把握をすることもむずかしいわけでございまして、少なくとも世界の中で今日の狀態まで日本が参りました段階におきましては、關稅政策において、本来の国内産業保護ということの機能を主体とした關稅体系から、昨年度關稅率審議會からいただいた、新しい關稅体系のあり方という答申の方向に向かつて、關稅率そのものの体系を考えていくべきである、私はそれが正しい方向ではないかというふうに感じておるわけでございまして。

今後、新國際ラウンドに臨みますにつきまして、わが國の關稅体系のあり方に関しましては、昨年度答申をいただいた關稅体系のあり方という基本線に沿った方向で私も對処をいたしてまいりたいと思ひますが、今回お願いをいたしているところの彈力關稅制度と申しますのは、国民生活が非常に今日のようないわゆる狂乱の狀態にござい

ますときに、かりに關稅を引き下げることによつてある物資の輸入が急増し、それが国内物価の引き下げの方向に一応役に立つという場合に、これを時期を限りまして關稅の一時的な引き下げをお願いいたしますというところでございまして、特に關稅と申しますのは、國際的には、一回法律をもつて引き下げてしまふと、日本のような國がま

たこれを引き上げるといふ際には、國際的には非常にむずかしい問題もあるわけでございまして、そういう点も勘案をいたして、この条件を付してお願ひをいたしておるわけでござい

○竹本委員 いすれにいたしまして、物價政策の要綱の中にもちゃんとたつたてであることだし、産業の能率的な再編成とか合理的な再編成ということもあつたてでありませうけれども、われわれはひそかにその面における役割りも期待しておったわけでありまして、制度の改正をやられるならば、今後の問題としては、そういう積極的な、もちろん關稅の役割りには限界のあることも、私、わかつていますけれども、積極的な意義と役割りのあるようにひとつ心がけてもらいたいと思ひます。これは要望にとどめておきますが……

次に、加工再輸入の減稅制度の品目を拡充するということになっておるようですけれども、これは一体どういふ見地からやられるのかというその基本的な考え方と、それから具体的な対象品目、どういふものをどういふふう拡充しようとして

○大藏政府委員 この加工再輸入減稅制度と申しますのは、いわゆるわが國から輸出された原材料が外國で加工をされまして、それが再びわが國に輸入をされますような場合に、わが國から当初輸出されたところの原材料相当部分の關稅を軽減するために、昭和四十四年度から創設をされた制度でござい

ます。年々この制度の対象になる品目が増加をしておりますが、これは要するに、わが國をめぐりますところの近隣發展途上國の人々から、日本に對しまして、日本から原材料を輸入してそれに加工をして日本に再輸出をする、こういうふうな品物をふやしてほしいという要望もかなりございまして、まあ西歐各國もこれと同じような制度を実施しておりますし、發展途上國に對する援助の一環という意味におきまして、私も、年々わが國の国内産業に支障がない範囲内におきま

て、この対象品目というものをふやす方向で検討をいたしておるわけでございます。

○竹本委員 これは安い労働力を活用するというところにねらいを置いておられるのか、あるいは発展途上国にそれだけの購買力を落としていこうというところに重点があるのか、どういふところにほんとうのねらいがあるのですか。

○大蔵政府委員 これは、先生が一番先に申されましたような、いわゆる発展途上国におきまする安い労働力を雇用しよう、こういう趣旨は、結果としてはあるいは一部伴うこともあるかと思ひますけれども、そういう意図は全く含んでおりませんで、むしろ発展途上国に対する雇用の機会を増大したり、あるいは先方に対していわゆる加工賃を落とすという面においてわが国が協力をしようというところでございまして、近隣東南アジアにおける発展途上国におきまして、この制度に関しましては、非常にわが国に対して感謝をしておるところでございします。

○竹本委員 次に、ガットの問題について一口伺いたいただけれども、関税と貿易ということが中心になつてガットということになつておると思うのだけれども、私はやはり関税と貿易だけではある段階においては、それで経済対策としての役割りを果たした、あるいは国際的な経済秩序のささぐの柱にもなつたと思ひますけれども、現在の段階では、そんなものだけでは間に合わない。まあ通貨の問題もあれば、資源の問題もある、あるいは人口、食糧の問題もある。こういうふうな世界経済の実態がすっかりガットができたときには条件が変わつていふと思うのです。

それに対して、日本の政府としては一体どういふふうに取り組もうとしておるか、新しい段階にですば、あるいは裏から言うならば、ガットの限界をどの辺に認めておられるのか。そしてまた、日本の特別な立場から見ても、これに対してどういふふうな再編成なり再出発なりを考えようとするのか、しないのか。その辺について伺ひたい。

○大蔵政府委員 非常に関税のみならず全般にわ

たる問題でございまして、関税局長である私から御答弁するのはあるいは適當ではない御質問かと思ひますけれども、少なくともガットに与えられた機能と申しますのは、貿易と関税ということに限られてございします。その限りにおきまして、御指摘のように、ガットに与えられた使命の限界といふものは、確かにあろうかと思ひます。

特に、関税率がこれだけ下がつてまいりますと、関税が果たす機能と申しますものが以前に比べてかなり少なくなつてきていふことも、これは否定できない事実でございまして、ケネディラウンドであるとか、ああいうようなことで一応関税に關しましては一わたりのことをまずやつた。その後に通貨の問題が起つてき、通貨の問題が起つてまいりますと、通貨の切り上げ、切り下げという問題と関税率の切り上げ、切り下げの問題というものは、ある意味においては、経済的には同じ機能を果たす面があるわけでございします。さらにその後、石油問題が昨年の末以来起つてまいりまして、こうなつてまいりますと、私どももいたしまして、今年度から始まる新国際ラウンドに対して、私どもが一体どういふスタンスをもつてその新国際ラウンドに臨むべきかということに關しましては、昨年の秋まで考へておりました状態とは事態が相当変わつてきておりまして、今日までは、要するに貿易立国であるわが国の立場といたしましては、ガットの精神をあくまでも掲げまして、いわゆる自由貿易ということが世界のあるべき姿である、それがそのまま国益に合致するといふ面があつたかと思ひます。

しかしながら、資源の有限性といふことにぶつかりまして、国内産業の面におきましてもかなり私ども、生きていくためには国内産業を保護しなくてはならないといふ側面も前以上に強くなつてまいつた面もございします。今後、新国際ラウンド、これは関税だけではございしません、いわゆる貿易障壁の問題であるとか、セーフガードの問題であるとか、先進国がどうやって発展途上国に対して援助をするかといふ問題であるとか、いろ

いろな議題が取り上げられるわけでございします。が、こういう問題に關しまして、私ども真剣に、わが国の国益にとつて何が一番プラスになるかという観点に關しまして、ただいま私どもなりに勉強をしていける最中でございまして、最終的に日本政府としていかなる態度で臨むかということが決定をいたしております段階ではございしません。今後この問題に關しましては、今年度の一番重要な問題として私ども勉強をしてまいりたい、かように考へていられるわけでございします。

○竹本委員 この問題はまたあらためて掘り下げなければならぬ問題でございしますので、きょうはこの辺で終わります。

○安倍委員長 次回は、明二十七日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会